

令和6年度

業 務 概 要



鹿 児 島 県 中 央 児 童 相 談 所
(鹿 児 島 知 の 障 害 者 更 生 相 談 所)
鹿 児 島 県 北 部 児 童 相 談 所
鹿 児 島 県 大 隅 児 童 相 談 所
鹿 児 島 県 大 島 児 童 相 談 所
(大 島 知 の 障 害 者 更 生 相 談 所)

＜児童相談所の所在地等＞

児 童 相 談 所 名	所 在 地	電 話 ・ FAX	管 轄 地 域	管 内 状 況
中央児童相談所	〒891-0175 鹿児島市 桜ヶ丘 6 丁 目 1 2 番	TEL 099(264)3003 FAX 099(264)3044	北部児童相談所管内， 大隅児童相談所管内及び 大島児童相談所管内を除く 県内一円	人口 1,032,960人 児童人口 165,303人
北部児童相談所	〒895-1811 薩摩郡さつま町 虎居 7 0 4 - 2	TEL 0996(21)3150 FAX 0996(21)315	阿久根市，出水市， 薩摩川内市，伊佐市， 薩摩郡，出水郡，姶良郡	人口 227,187人 児童人口 35,123人
大隅児童相談所	〒893-0011 鹿屋市 打馬2丁目 1 6 - 6	TEL 0994(43)7011 FAX 0994(43)7016	鹿屋市，垂水市， 曾於市，志布志市， 曾於郡，肝属郡	人口 223,828人 児童人口 35,126人
大島児童相談所	〒894-0012 奄美市 名瀬小俣町 2 0 - 2	TEL 0997(53)6070 FAX 0997(53)1532	奄美市 大島郡	人口 104,281人 児童人口 17,208人

令和2年10月1日 国勢調査

◎ 児 童 憲 章

(昭和26. 5. 5宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

目 次

中央児童相談所，北部児童相談所，大隅児童相談所，大島児童相談所

第 1 概 況

1 沿 革	1
2 事 務 機 構 等	2
3 業 務 内 容	4
4 業務処理の流れ	7
5 年間業務の実績	8

第 2 相 談 業 務 実 績

1 相談の受付状況	13
2 相談の処理状況	19
3 一時保護児童の状況	28
4 子ども・家庭 1 1 0 番設置事業	33

鹿児島知的障害者更生相談所，大島知的障害者更生相談所

第 1 概 況	35
1 沿 革	35
2 事 務 機 構	35
3 業 務 内 容	35

第 2 業 務 実 績	36
-------------	----

統 計 資 料

1 相談種別受付状況	39
2 経路別相談受付状況	40
3 相談方法等区分別受付状況	41
4 市郡・相談種別受付状況	42
5 年齢・相談種別受付状況	43
6 相談の処理状況	47
7 児童福祉施設・国立病院機構の入退所状況（措置）	48
8 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等	49

（※ 当業務概要における統計上の割合は，端数処理の関係で合計と合わない場合がある。）

中 央 児 童 相 談 所

北 部 児 童 相 談 所

大 隅 児 童 相 談 所

大 島 児 童 相 談 所

第 1 概 況

1 沿 革

(1) 中央児童相談所

昭和23年 4 月 1 日	鹿児島県庁児童課内で相談所の業務開始
	付設一時保護所は鹿児島市栄町 1 番地同胞援護会鹿児島県支部構内に設置
昭和23年 7 月28日	鹿児島児童相談所を設置、併せて一時保護所を付設
昭和24年 2 月 1 日	鹿児島児童相談所及び一時保護所を鹿児島市郡元町2619番地へ移転
昭和24年 8 月10日	鹿児島児童相談所の名称を鹿児島県中央児童相談所と改称
昭和29年 4 月 1 日	児童診療所開設（昭和36年 1 月10日廃止）
昭和35年 7 月 1 日	所の組織変更、総務課、相談判定課の二課制実施
昭和39年10月12日	谷山市上福元町稲田680番地新庁舎へ移転
昭和41年 4 月 1 日	鹿児島知的障害者更生相談所を移転併設
昭和45年 7 月 1 日	所の組織変更、総務課、相談課、判定課の三課制実施
昭和52年 4 月 1 日	大島児童相談所（大島知的障害者更生相談所併設）開設に伴い管轄区域の変更（名瀬市及び大島郡を除く）
昭和60年 2 月 1 日	鹿児島市桜ヶ丘 6 丁目12番の新庁舎へ移転
昭和60年 4 月 1 日	児童総合相談センター設置発足（中央児童相談所を併設） センター組織：三部（管理部、相談部、療育指導部）五課（総務課、一時保護課、相談課、判定課、指導課）制実施
平成 7 年 4 月 1 日	センター組織改正：相談部の相談課・判定課を、相談判定第一課・相談判定第二課に改編、療育指導部に障害判定課を新設（三部六課制）
平成 8 年 4 月 1 日	子ども・家庭110番電話相談室設置（平成 8 年 6 月 1 日業務開始）
平成17年 4 月 1 日	大隅児童相談所開設に伴い管轄区域の変更（肝属・曾於地区を除く）
平成18年 2 月 1 日	発達障害者支援センター設置（平成18年 4 月 1 日業務開始）
平成18年 4 月 1 日	センター組織改正：相談部に地域支援・指導班新設、療育指導部指導課を支援課に改編（三部六課一班制）
平成22年 4 月 1 日	こども総合療育センターの設置に伴い、児童総合相談センターの名称を中央児童相談所と改称、二部（管理部、相談部）五課（総務課、一時保護課、相談判定第一課、相談判定第二課、障害判定課）一班（地域支援・指導班）に改編
平成24年 4 月 1 日	所の組織変更：地域支援・指導班を地域支援指導課に改編（二部六課体制）
平成29年 4 月 1 日	所の組織変更：地域支援指導課内に里親推進班及び家庭復帰支援班を新設
平成31年 4 月 1 日	所の組織変更：相談部に相談判定第三課新設（二部七課体制）
令和 2 年 4 月 1 日	所の組織変更：副所長直属の調整課を新設、地域支援指導課家庭復帰支援班を廃止し家庭支援課を新設、相談判定各課を相談対応各課に改編（二部九課体制）
令和 3 年 4 月 1 日	所の組織変更：心理判定課を新設（二部十課体制）
令和 5 年 4 月 1 日	所の組織変更：相談対応第三課を廃止（二部九課体制） 北部児童相談所開設に伴い管轄区域の変更（北薩地域 3 市 2 町及び伊佐市、湧水町を除く）

(2) 北部児童相談所

令和 5 年 4 月 1 日	北部児童相談所開設（所長は、鹿児島知的障害者更生相談所次長を兼任）
----------------	-----------------------------------

(3) 大隅児童相談所

昭和23年 7 月31日	鹿屋児童相談所開設
昭和31年 6 月30日	鹿屋児童相談所廃止
平成17年 4 月 1 日	大隅児童相談所開設（所長は、鹿児島知的障害者更生相談所次長を兼任）

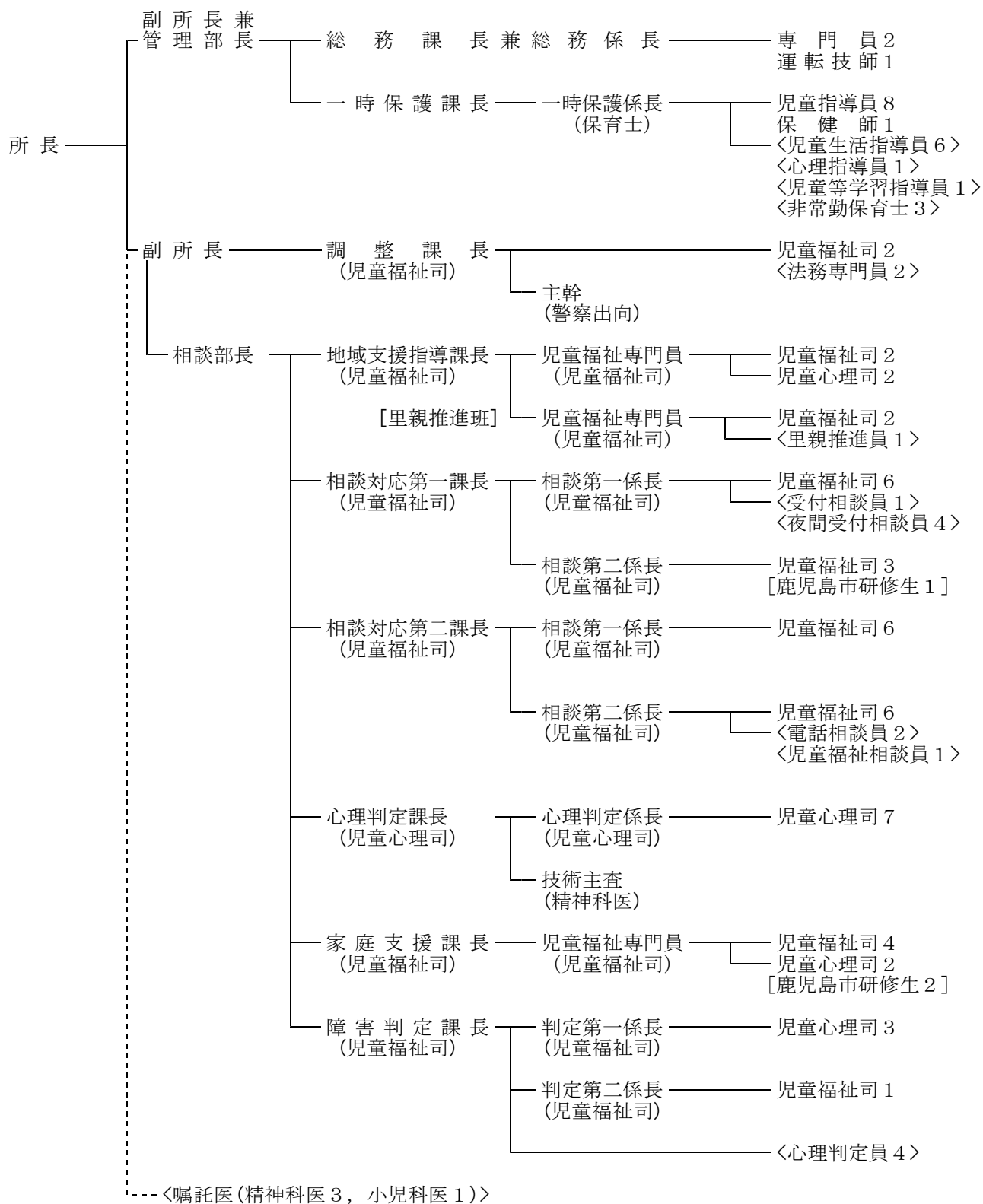
(4) 大島児童相談所

昭和37年 4 月 1 日	大島支庁厚生課に児童福祉司、心理判定員を各 1 名駐在
昭和52年 4 月 1 日	大島児童相談所開設（大島知的障害者更生相談所併設、一時保護所付設）

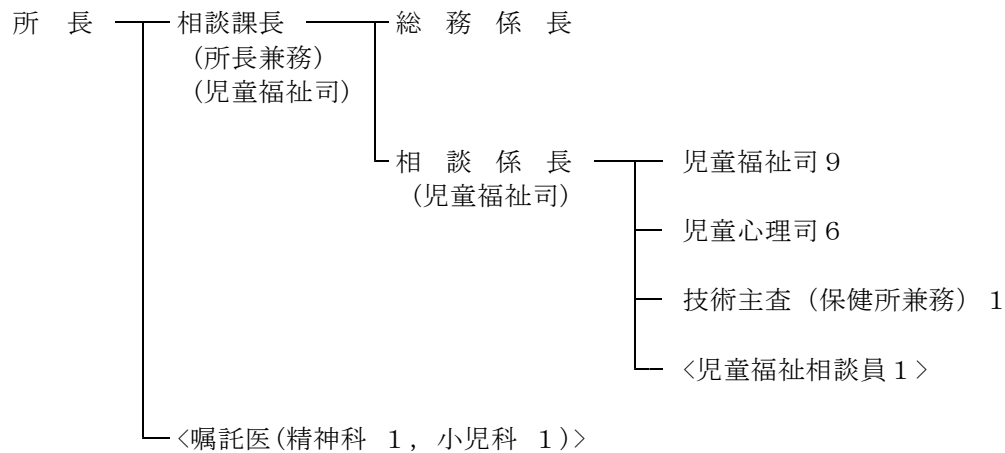
2 事務機構等

(1) 中央児童相談所

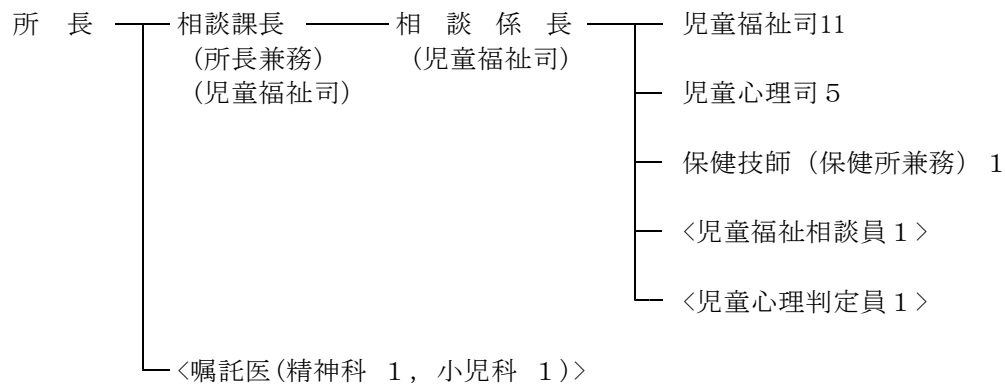
令和6年4月1日現在



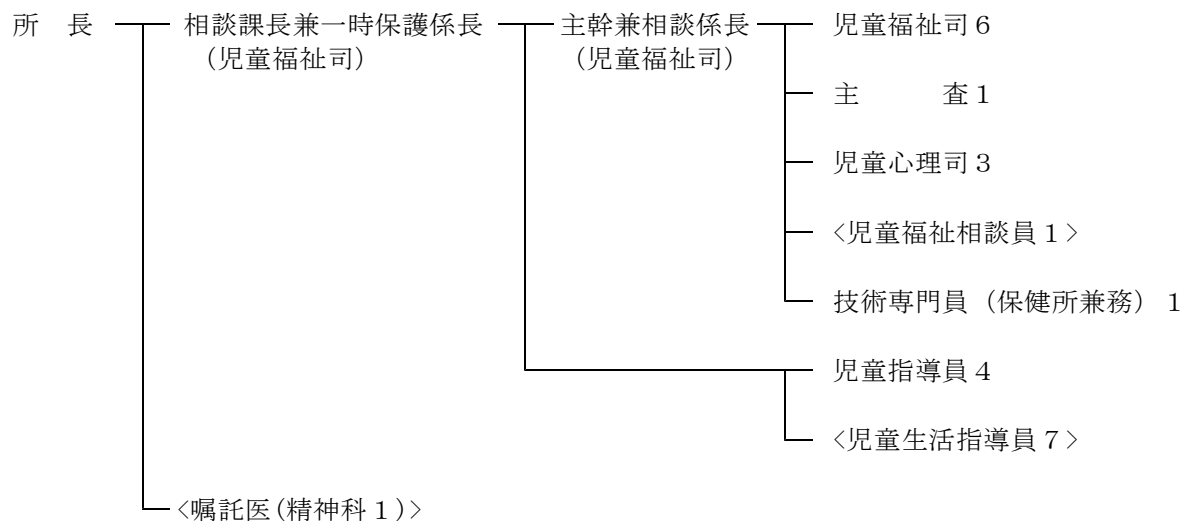
(2) 北部児童相談所



(3) 大隅児童相談所



(4) 大島児童相談所



(注) < > は会計年度任用職員又は非常勤職員

3 業 務 内 容

中央児童相談所，北部児童相談所，大隅児童相談所及び大島児童相談所は，児童福祉法第12条の規定に基づく，児童福祉のための専門機関であって，主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村による児童家庭相談への対応について，情報の提供その他必要な援助を行う。
- (2) 児童に関するいろいろな問題について，家庭その他からの相談に応じる。
- (3) 児童及びその家庭について，必要な調査並びに医学的，心理学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定を行う。
- (4) 児童及びその保護者等に対して，上記の調査又は判定に基づいて，必要な指示，指導，助言等を行う。

また，児童を児童福祉施設に入所又は通所させ，若しくは里親等に委託して，その福祉を図る。

- (5) 児童の一時保護を行い，また，適当な者に一時保護を委託する。
- (6) 里親に関する普及啓発のほか，里親の相談に応じ，必要な情報の提供，助言，研修その他の援助を行う。

また，里親への委託に資するよう，里親の選定及び里親と児童との間の調整を行う。

- (7) 来所が困難な遠隔地や離島の居住者の便宜を図るため，計画的に巡回相談を行う。

① 相談の種類と内容

相 談 種 類		内 容
養 護	児 童 虐 待 相 談	(1) 身体的虐待 (2) 性的虐待 (3) 心理的虐待 (4) 養育・監護の怠慢・拒否（ネグレクト）：棄児を含む
	そ の 他 相 談	父又は母等保護者の家出・失踪，死亡，離婚，入院，稼働及び服役等による養育困難児，迷子，親権を喪失した親の子，後見人を持たない児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童，里親養子縁組に関する相談
保 健	保 健 相 談	未熟児，虚弱児，ツベルクリン反応陽転児，内部機能障害・小児喘息・その他の疾患（精神疾患を含む）を有する児童に関する相談
障 害	肢体不自由相談	肢体不自由児，運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む），ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相 談	構音障害，吃音，失語等音声や言語の機能障害をもつ児童，言語発達遅滞，注意欠陥障害を有する児童等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談，療育手帳・特別児童扶養手当に関する相談
	発達障害相談	自閉症，アスペルガー症候群，その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非 行	ぐ犯行為等相談	虚言癖，浪費癖，家出，浮浪，乱暴，性的逸脱等のご犯行為，問題行動のある児童，警察署からぐ犯少年として通告のあった児童，又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童，犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育 成	性 格 行 動 相 談	反抗する，友達と遊べない，落ち着きがない，内気，緘黙，不活発，家庭内暴力，生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校 相 談	学校（幼稚園を含む）及び保育所に在籍中で，登校（園）できない，あるいはしていない状態にある児童に関する相談
	適 性 相 談	進学適性，職業適性，学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ，児童の性教育，遊び等に関する相談
そ の 他 相 談		上記いずれにも該当しない相談，教育相談，いじめ相談

② 調査、検査、診断

調査方法			面接調査（所内、訪問）、電話調査、文書照会 福祉事務所及び児童委員委嘱調査
調 査 ・ 診 断	障害 相談	検 査	発達検査、知能検査、社会生活能力検査
		診 断	精神科
	その他 相談	検 査	発達検査、知能検査、性格検査、その他の検査
		診 断	精神科

③ 一 時 保 護

緊 急 保 護	家出児、被虐待児、監護困難児のための緊急保護
行 動 観 察	児童の対人関係や問題行動、生活習慣等について観察を行い、児童の指導指針をたてるための保護
短期入所指導	短期の保護により、生活指導、心理治療等を行うことで問題行動の改善を図るための保護

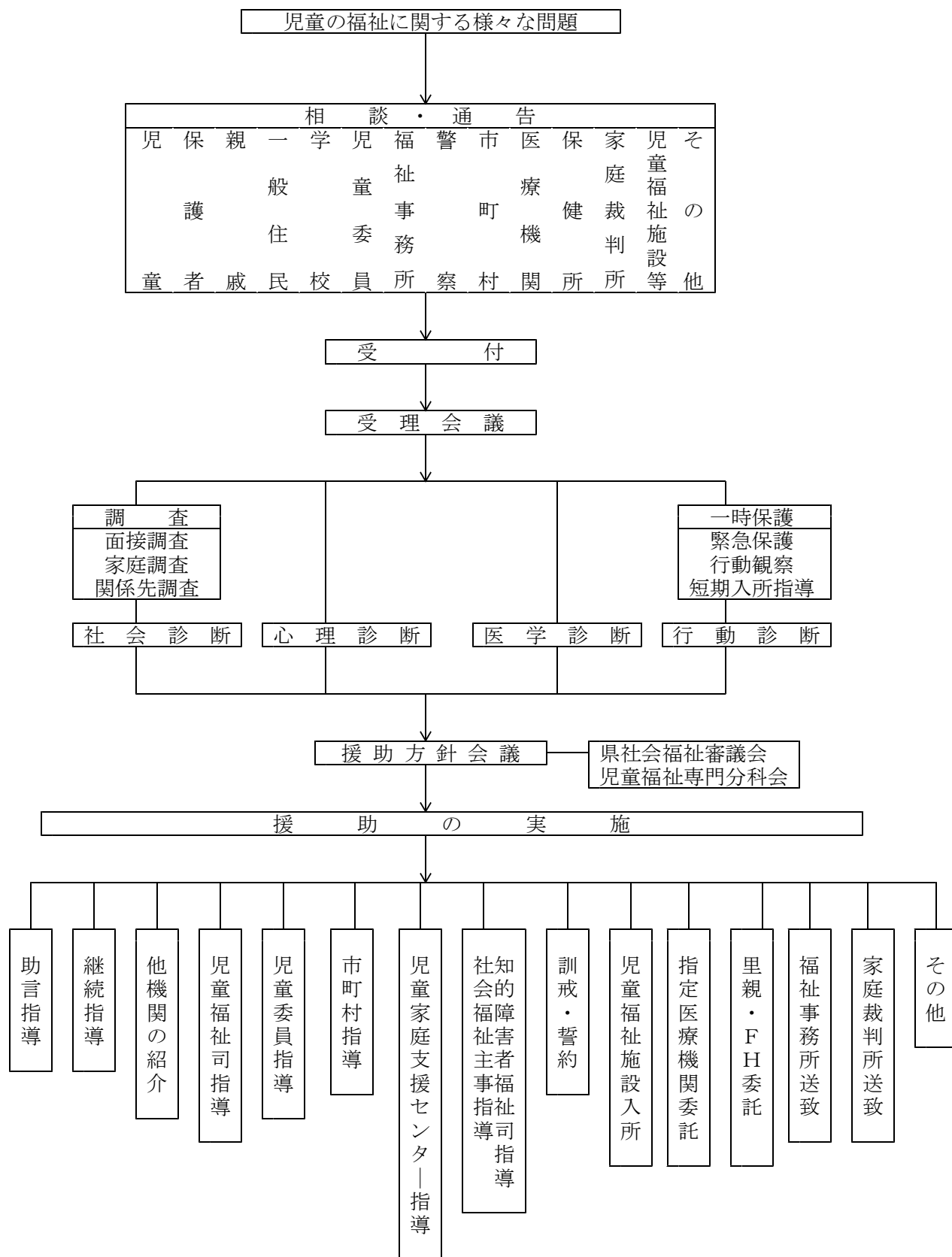
④ 援 助 内 容

援 助 の 種 類		内 容
児童福祉施設	入 所	家庭の養育環境や本人の行動上の問題、あるいは心身障害等により、児童福祉施設に入所又は通所させて養護・保護・指導等を行う措置
	通 所	
指 定 医 療 機 関 委 託		指定医療機関に入所させ、保護・治療及び日常生活指導等を行う措置
里 親 委 託		家庭環境等に問題があり、一定期間保護を必要とする児童を里親に委託する措置
福 祉 事 務 所 送 致 等		15歳以上の児童で知的障害者援護施設や身体障害者更生援護施設入所を適当と認めた場合や、母子生活支援施設、助産施設への入所が必要な場合、援護の実施機関（福祉事務所）に通知する措置
家 庭 裁 判 所 送 致		行動の自由を制限したり、少年院等への強制的措置を必要とする児童を家庭裁判所に送致する措置
家庭裁判所家事審判請求		保護者の意に反して施設入所を行う場合の承認申請、親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求
在宅 指導 等	児童福祉司指導	問題が慢性化していたり、環境的条件だけでなく複合的な原因によるもので、指導に専門的知識・技術を必要とする場合に行う。
	児童委員指導（委託）	問題が家庭的条件にあり、家庭関係の調整程度で解決が容易な場合に行う。
	市町村指導（委託）	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる場合に行う。
	児童家庭支援センター指導（委託）	施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要とされた場合に行う。
	知的障害者福祉司指導・社会福祉主事指導（委託）	問題がそれほど複雑なものではなく、主として環境的条件によるもので、指導が比較的容易な場合に行う。
措置 によ ら な い 指 導	訓 戒 ・ 誓 約	児童本人や保護者等に対し、訓戒を加えたり誓約書を提出させる指導
	助 言 指 導	簡単な指示や助言を与えるなど、1回～数回程度の面接で比較的単純に行う指導
	継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
	他機関の紹介	他の児童相談所、保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関への紹介

⑤ その他事業

事業名	事業内容
虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見と早期対応の体制づくりを行うとともに、地域におけるネットワークを整備し、児童虐待の防止に努める。 ① 虐待相談への援助活動、精神科医によるカウンセリング、弁護士による法的助言 ② 子ども虐待防止ネットワーク会議（年1回 県域の会議） ③ 子どもSOS地域連絡会議（児童相談所の所管区域を単位に開催） ④ 広報・啓発（パンフレット等の作成）
児童巡回相談	離島、遠隔地に居住する児童とその保護者に対し、児童福祉司、児童心理司、精神科医等の専門スタッフが巡回して、指導・助言を行う。
療育手帳判定	知的障害児（者）に対し、交付される療育手帳の判定を行う。
特別児童扶養手当判定	知的障害及び精神疾患により特別児童扶養手当を支給するための判定・認定を行う。
子ども・家庭110番（電話相談）	家庭や地域社会の養育能力の低下からくる子育て不安、非行、いじめ、不登校等の問題に対し、電話による相談を実施し、児童の養育を支援する。

4 業務処理の流れ



5 年間業務の実績(令和5年度)

中央児童相談所

	所内開催	所外開催
4月	受理・援助方針会議(年間随時), 嘱託医来所(毎月2回) 法務専門員相談(毎月2回), 給食調整会議(毎月) 部課長会, 相談部会, 一時保護課会(毎月) 誕生会・所外活動・避難訓練(毎月) 相談部新任職員(CW)研修 児童相談所長研修(オンライン) 里親支援専門相談員連絡会(オンライン)	北部児童相談所開所式 児童養護協議会代議員会(総会) 里親会総会 「鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会」幹事会
5月	里親支援専門相談員連絡会(オンライン) 若駒学園・子ども家庭課・三児相 連絡会	若駒学園施設見学, 児童巡回相談(霧島地区) スクールソーシャルワーカー活用事業連絡協議会 里親制度説明会 児童福祉司任用前講習会(前期) 鹿児島市教委「教育相談に係る職員研修会」 第1回鹿児島市DV防止対策委員会 県下生活安全・刑事課長等会議 社会を明るくする運動推進委員会 鹿児島市第1回特別支援連携協議会 第1回県職員・施設長連絡協議会, 子ども虐待防止ネットワーク会議
6月	会計課会計検査 南さつま市民協研修 児童相談所職員と児童福祉施設直接処遇職員との連絡会 警察官研修 心理職連絡会 里親支援専門相談員ブロック会議 県児童養護協議会「前期新任職員研修会」	児童巡回相談(枕崎地区) 児童心理司指導者研修 新任施設研修 DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関連絡会議 第1回鹿児島中央警察署管内中学校生徒指導連絡会
7月	大学院学生実習 全国知的障害者更生相談所長会総会(オンライン) 司法面接研修(オンライン) 兵庫県こころのケアセンター研修(オンライン) 衛生委員会 鹿児島純心女子大学実習	要対協代表者会議(鹿児島市, 南九州市, いちき串木野市, 南さつま市, 始良市) 鹿児島地域管理監督者研修会, 児童福祉司任用前講習会(後期) 第1回鹿児島県いじめ問題対策連絡協議会 メンタルヘルスマネジメント実践講習会 児童養護施設基幹的職員研修 児家セン連絡会議, 里親制度説明会 養育・養子縁組里親基礎研修 枕崎市いじめ問題対策連絡協議会 養育状況調査
8月	職場研修	子どもに関する相談機関の合同連絡会 児童巡回相談(種子島, 屋久島地区) 要対協代表者会議(始良市) かごしま県政出前セミナー 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 鹿児島市教育委員会研修会 出水市要対協構成機関向け研修 養育状況調査
9月	職場研修 霧島市民児協研修会 第三者評価機関職員説明会(オンライン) 鹿児島市主任児童委員研修会	児童巡回相談(指宿地区), 児童福祉司任用後研修(前期) 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 鹿児島地方検察庁新規職員及び司法修習生研修 被保護世帯法律問題研修会 里親制度説明会 要対協運営状況等実地調査(枕崎市, いちき串木野市)

	所内開催	所外開催
10月	里親等推進委員会 P T S D対策専門研修(オンライン)	児童巡回相談(霧島地区) 九州地区児童相談所一時保護担当課長会議 要対協運営状況等実地調査(始良市, 南九州市, 屋久島町, 霧島市) 少年関係機関との連絡協議会 家庭教育支援員研修会 児童相談所長研修 新規採用養護教諭研修 知更相巡回相談(霧島地区)
11月	「虐待を受けた子どものこころの支援」研修(オンライン) 定期職員監査 九州児童心理司研究協議会(オンライン) 「受援力を高めるために必要な支援を考える」講座(オンライン) 鹿児島城山ライオンズクラブ創立50周年レクリエーション用具等贈呈式 思春期精神保健対策医療従事者専門研修(オンライン)	知更相巡回相談(霧島, 枕崎, 種子島地区) オレンジリボン街頭キャンペーン 警察との連絡会 子どもSOS地域連絡会議・実務者等研修会(鹿児島, 南薩, 熊毛) 子供の明日を拓く「児童虐待」対応講座 若駒学園「若駒祭」 里親制度説明会 始良伊佐地区私立幼稚園協会研修会 問題行動に対する連携ブロック協議会(九州地区) 要対協代表者会議(指宿市, 枕崎市, 十島村) 子どもに関する相談機関の合同相談会 県下市町家庭相談員研修会 社会福祉審議会, 児童福祉司任用後研修(後期) 家事関係機関連絡会
12月	「DV・子ども虐待と健康障害」研修(オンライン) 大学院学生実習(後期) 消防訓練 新任S V研修(後期)(オンライン) P T S D対策専門研修(オンライン) 児童心理司指導者研修フォローアップ(オンライン)	メタS V研修, 児童福祉司合同研修 警察学校初任科長期課程学生研修 要対協代表者会議(日置市) 鹿児島大学教育学部(法学概論2)講義 鹿児島大学教育学部(法学特講2)講義
1月	第三者評価事前聴き取り 第三者評価訪問調査 P T S D対策専門研修(オンライン) 九州ブロック児童相談所長会・児童福祉司研究協議会(オンライン)	第3回鹿児島中央警察署管内中学校生徒指導連絡会 知更相巡回相談(指宿地区) 霧島市保育協議会講演会 里親制度説明会 児童巡回相談(霧島地区) 家庭裁判所関係機関協議会 鹿児島市立青少年育成センター運営協議会 鹿児島市第2回特別支援連携協議会 第2回県職員・施設長連絡協議会
2月	鹿児島国際大学ソーシャルワーク実習 第三者評価報告会 P T S D対策専門研修(オンライン) 児童福祉施設及び児童相談所の心理司連絡会(後期)	第2回鹿児島県いじめ問題対策連絡協議会 第2回発達障害者支援地域協議会 こども総合療育センター(発達障害者支援センター)連絡協議会 社会福祉審議会 検察庁との共同面接に係る打合せ 法デラス鹿児島地方協議会
3月		DV被害者支援コーディネーター派遣 要対協代表者会議(中種子町)

	行 事 名
4月	・北部児童相談所開所式 ・里親会総会 ・里親支援専門相談員連絡会議 ・里親支援専門相談員ブロック会議
5月	・若駒学園・子ども家庭課・児相連絡会 ・いじめ問題対策連絡協議会（薩摩川内市） ・第1回県職員・施設長連絡協議会 ・要対協代表者会議（薩摩川内市） ・巡回相談（阿久根市（阿久根・長島）、出水市） ・里親支援専門相談員連絡会議
6月	・DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関連絡会議（始良警察署） ・児童福祉施設及び児相心理職員連絡会 ・里親支援専門相談員連絡会議 ・養育・養子縁組里親更新研修 ・養育・養子縁組里親基礎研修 ・里親支援専門相談員ブロック会議 ・巡回相談（伊佐市（伊佐・湧水））
7月	・民生委員・児童委員研修会（さつま町鶴田・宮之城支部） ・里親制度説明会・里親サロン（さつま町） ・養育・養子縁組里親登録前研修 ・里親支援専門相談員連絡会議 ・巡回相談（薩摩川内市）
8月	・私立幼稚園協会西薩支部夏季研修会 ・湧水町小中学校養護教諭部会研修会 ・DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関連絡会議（薩摩川内警察署） ・要対協代表者会議（出水市）、要対協虐待防止研修会（出水市） ・巡回相談（甕島） ・里親支援専門相談員連絡会議 ・里親支援専門相談員ブロック会議 ・里親交流会 ・里親レクリエーション ・養育状況調査
9月	・里親支援専門相談員連絡会議 ・養育・養子縁組里親更新研修 ・里親月間広報活動（ラジオ出演）
10月	・少年関係機関との連絡協議会 ・県里親委託等推進委員会 ・嘱託医連絡会議 ・要対協代表者会議（伊佐市） ・里親制度説明会・里親サロン（薩摩川内市） ・里親支援専門相談員連絡会議 ・里親支援専門相談員ブロック会議 ・里親研修大会 ・巡回相談（阿久根市（阿久根・長島）、出水市、薩摩川内市）
11月	・第1回県社会福祉審議会児童福祉分科会 ・家事関係機関との連絡協議会 ・里親制度説明会（伊佐市・湧水町） ・里親制度説明会・里親サロン（出水市） ・養育・養子縁組里親基礎研修 ・里親支援専門相談員連絡会議 ・九州児童心理司研究協議会（オンライン）
12月	・要対協代表者会議（阿久根市） ・会議里親支援専門相談員連絡会 ・里親支援専門相談員ブロック会議 ・養育・養子縁組里親登録前研修
1月	・里親制度説明会・里親サロン（阿久根市） ・第2回県職員・施設長連絡会 ・会議里親支援専門相談員連絡会 ・専門里親更新研修 ・巡回相談（薩摩川内市、阿久根市（阿久根・長島）、出水市）
2月	・第2回県社会福祉審議会児童福祉分科会 ・里親支援専門相談員連絡会 ・里親支援専門相談員ブロック会議 ・いじめ問題対策連絡協議会（薩摩川内市） ・映画上映会（里親会関係） ・巡回相談（伊佐市（伊佐・湧水））
3月	・里親支援専門相談員連絡会

	行 事 名
4月	- 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 里親会総会
5月	- 児童巡回相談(志布志市) - 児童福祉司任用前研修(前期) - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(曾於市, 大崎町) - 里親支援専門相談員ブロック会議 - 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催)
6月	- 養育・養子縁組里親基礎研修 - 児童巡回相談(曾於市) - 養育・養子縁組里親更新研修 - 要保護児童対策地域協議会代表者・実務者会議(垂水市)
7月	- 里親支援専門相談員ブロック会議 - 児童福祉司任用前研修(後期) - 要保護児童対策地域協議会代表者会議(大崎町) - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(曾於市) - 養育・養子縁組里親登録前研修 - 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 里親制度説明会(南大隅町) - 養育状況調査
8月	- 要保護児童対策地域協議会代表者会議(鹿屋市, 志布志市) - 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 養育状況調査
9月	- 児童福祉司任用後研修(前期) - 里親支援専門相談員ブロック会議 - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(鹿屋市, 大崎町) - 児童巡回相談(志布志市) - 里親支援専門相談員連絡会議
10月	- 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 里親月間広報活動(パネル展示) - 少年関係機関との連携協議会 - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(曾於市) - 南大隅町民生委員定例会(里親制度説明) - 児童巡回相談(曾於市) - 里親研修大会(リモート開催) - 里親制度説明会(大崎町)
11月	- 里親支援専門相談員ブロック会議 - 養育・養子縁組里親基礎研修 - 家事関係機関との連絡協議会 - 要保護児童対策地域協議会代表者会議(曾於市) - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(鹿屋市) - 児童福祉司任用後研修(後期) - 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 子どもSOS地域連絡会議 - 警察との連絡会 - 知的障害者巡回相談(志布志市) - 社会福祉審議会児童福祉専門分科会
12月	- 児童福祉司合同研修 - 知的障害者巡回相談(曾於市) - DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関連絡会議 - 里親支援専門相談員連絡会議 - 養育・養子縁組里親登録前研修
1月	- 里親支援専門相談員ブロック会議 - 児童巡回相談(志布志市) - 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(大崎町)
2月	- 里親支援専門相談員連絡会議(リモート開催) - 児童巡回相談(曾於市) - 要保護児童対策地域協議会実務者会議(鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 南大隅町) - 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 - 里親制度説明会(鹿屋市)
3月	- 里親支援専門相談員ブロック会議 - 里親支援専門相談員連絡会議

	行 事 名
4 月	奄美生徒指導主任研修会
5 月	- 奄美市民生児童委員協議会 - 奄美地区地域自立支援協議会 - 児童福祉司任用前講習会（前期） - 瀬戸内町要対協代表者会議 - 龍郷町要対協代表者会議 - 徳之島巡回相談（天城町） - 子ども虐待防止ネットワーク会議
6 月	- 徳之島巡回相談（徳之島町、伊仙町） - 瀬戸内町巡回相談 - 奄美市特別支援連携協議会
7 月	- 沖永良部巡回相談（和泊町、知名町） - 与論町巡回相談 - 宇検村巡回相談 - 児童福祉司任用前講習会（後期） - 奄美市青少年育成会議 - 大島地域青少年育成推進協議会総会 - 大和村青少年育成村民会議
8 月	- 奄美市要対協代表者会議 - 養育状況調査 - 喜界巡回相談 - 発育/発達クリニック（徳之島） - 子どもSOS地域連絡会議（与論）
9 月	- 全国児童相談所長会 - 発育/発達クリニック（名瀬） - 児童福祉司任用後研修（前期） - 徳之島巡回相談（徳之島町、天城町、伊仙町）
10 月	- 発育/発達クリニック（徳之島） - 瀬戸内町巡回相談 - 里親制度説明会（徳之島）
11 月	- 子どもSOS地域連絡会議（徳之島） - 発育/発達クリニック（沖永良部・名瀬） - 社会福祉審議会 - 児童福祉司任用後研修（後期）
12 月	- 沖永良部巡回相談（和泊町、知名町） - 大島地域青少年環境づくり懇談会 - 児童福祉司合同研修 - 子どもSOS地域連絡会議（奄美大島） - 里親制度説明会（瀬戸内町） - 和泊町要対協代表者会議及び民生委員等研修会
1 月	- DVストーカー等相談業務に係る関係機関連絡会議 - 発育/発達クリニック（徳之島・名瀬） - 与論巡回相談 - 子どもの権利擁護に関する説明会 - 九州ブロック児童相談所長会及び児童福祉会
2 月	- 宇検村巡回相談 - 喜界巡回相談 - 大和巡回相談 - 社会福祉審議会
3 月	

第2 相談業務実績

1 相談の受付状況

令和5年度の相談総受付件数は、県全体で8,072件、うち中央児童相談所（以下「中央」という）は4,536件、北部児童相談所（以下「北部」という）は1,376件、大隅児童相談所（以下「大隅」という）は1,425件、大島児童相談所（以下「大島」という）は735件となっている。

（1）相談種別受付状況

相談種別では、総受付件数8,072件のうち、養護相談が一番多く4,221件（52.3%）、次いで障害相談3,394件（42.0%）、育成相談225件（2.8%）、非行相談74件（0.9%）となっている。

（表1-1）

（2）経路別相談受付状況

経路別でみると、家族・親戚等からの相談が一番多く3,651件（45.2%）、次いで関係機関からの相談3,005件（37.3%）、児童福祉施設等からの相談985件（12.2%）の順となっている。

（表1-2）

（3）年齢階層別受付状況

年齢階層別でみると、県全体では6～11歳が2,733件（33.9%）と一番多く、次いで0～5歳が2,341件（29.0%）、12～14歳が1,714件（21.2%）、15～17歳が1,161件（14.4%）、18歳以上が123件（1.5%）の順となっている。

また、相談種別・年齢階層別でみると、養護相談は、6～11歳が一番多く、次いで0～5歳、12～14歳、15～17歳の順となっている。障害相談では、6～11歳、0～5歳、12～14歳、15～17歳の順に、非行相談では12～14歳、6～11歳、15～17歳、0～5歳の順に、そして育成相談では、12～14歳、6～11歳、15～17歳、0～5歳の順となっている。（表1-3）

（4）児童虐待の状況

虐待通告件数は3,626件で、児童虐待と認定した件数は2,655件（中央1,743件、北部317件、大隅418件、大島177件）となっており、前年度に比べ232件増加している。認定の内訳は、心理的虐待1,891件、身体的虐待468件、ネグレクト266件、性的虐待30件となっている。また、児童虐待と認定した件数のうち「障害（疑いを含む）有り」と判断したものは399件（15.0%）となっている。

（表1-4）

経路別では、警察が1,886件と最も多く、次いで学校219件、近隣知人138件、市町村114件、家族93件、児童本人45件、医療機関29件、親戚22件、児童福祉施設17件、認定こども園15件、児童委員7件の順となっている。（表1-5）

虐待者別では、実父によるものが1,248件、実母によるものが1020件となっている。

（表1-6）

年齢別では、乳幼児期965件、小学生期932件、中学生期491件、高校生期267件となっている。

（表1-7）

なお、処理別では、面接指導2,577件（助言指導2,341件、継続指導211件、児童福祉司指導19件、他機関あっせん6件）、施設入所56件、里親等委託11件となっている。（表1-8）

また、令和5年度においても「子ども虐待防止ネットワーク会議」を鹿児島市で開催したほか、「子どもSOS地域連絡会議」、「子ども虐待に関する実務者等研修会」を県内各地で開催した。

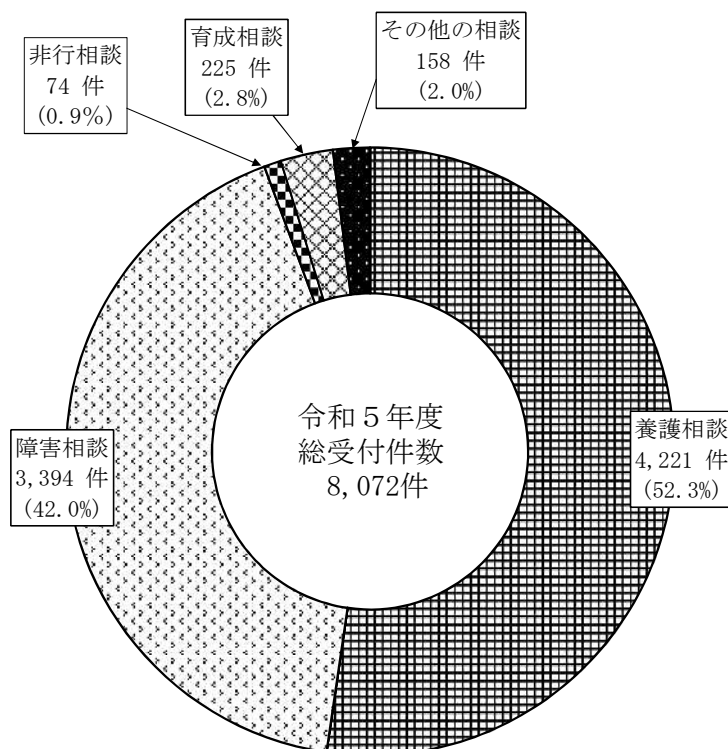
（5）巡回相談等の実施状況

巡回による相談指導総数は1,166件（中央609件、北部189件、大隅161件、大島207件）となっており、内訳は、一般巡回相談268件、巡回療育相談43件、その他の巡回相談855件となっている。

（表1-9）

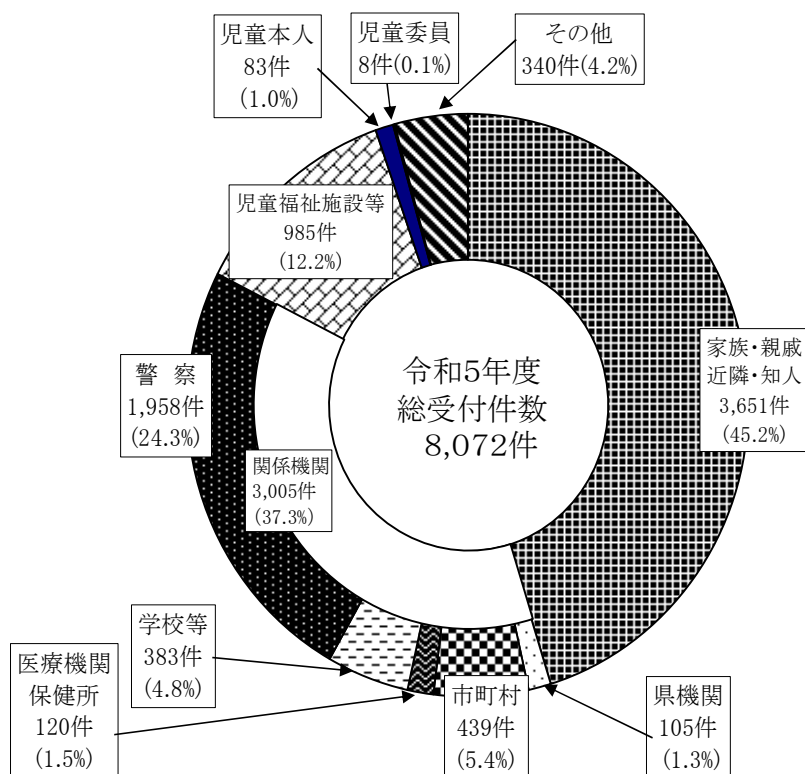
また、一般巡回相談268件のほとんどが、知的障害相談264件（98.5%）である。（表1-10）

(表1-1) 相 談 種 別 受 付 状 況 (県 全 体)



区 分		中央児童相談所		北部児童相談所		大隅児童相談所		大島児童相談所		計	
相談種別		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
養護	児童虐待相談	1,521	33.5	295	21.4	410	28.8	177	24.1	2,403	29.8
	その他の相談	896	19.8	288	20.9	323	22.7	311	42.3	1,818	22.5
	小計	2,417		583		733		488		4,221	
保健相談		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障害	肢体不自由相談	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1
	視聴覚障害相談	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	言語発達障害等相談	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	重症心身障害相談	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
	知的障害相談	1,929	42.4	696	50.6	622	43.6	98	13.4	3,345	41.2
	発達障害相談	0	0.0	0	0.0	1	0.1	45	6.1	46	0.5
	小計	1,930		696		624		144		3,394	
非行	ぐ犯行為等相談	21	0.5	5	0.4	10	0.7	4	0.5	40	0.5
	触法行為等相談	17	0.3	5	0.4	2	0.1	10	1.4	34	0.4
	小計	38		10		12		14		74	
育成	性格行動相談	78	1.7	25	1.9	21	1.5	14	1.9	138	1.7
	不登校相談	21	0.5	13	0.9	6	0.4	17	2.3	57	0.7
	適性相談	1	0.0	2	0.1	0	0.0	0	0.0	3	0.1
	育児・しつけ相談	7	0.2	4	0.3	5	0.4	11	1.5	27	0.3
	小計	107		44		32		42		225	
その他の相談		44	1.0	43	3.1	24	1.6	47	6.4	158	2.0
計		4,536	100.0	1,376	100.0	1,425	100.0	735	100.0	8,072	100.0

(表1-2) 経路別相談受付状況(県全体)



分 区		中央児童相談所		北部児童相談所		大隅児童相談所		大島児童相談所		計	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
家族・親戚、近隣・知人		2,217	48.9	523	38.0	744	52.2	167	22.7	3,651	45.2
関係機関	県機関	0	0.0	105	7.6	0	0.0	0	0.0	105	1.3
	市町村	137	3.0	163	11.9	30	2.1	109	14.8	439	5.4
	医療機関・保健所	43	1.0	12	0.9	8	0.6	57	7.7	120	1.5
	学校等	170	3.7	78	5.7	80	5.6	55	7.5	383	4.8
	警察	1,247	27.5	244	17.7	303	21.3	164	22.3	1,958	24.3
	家庭裁判所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	1,597		602		421		385		3,005	
児童福祉施設・指定医療機関・保育所・里親		556	12.3	134	9.7	163	11.4	132	18.0	985	12.2
児童本人		47	1.0	18	1.3	10	0.7	8	1.1	83	1.0
児童委員		8	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	0.1
その他		111	2.4	99	7.2	87	6.1	43	5.9	340	4.2
計		4,536	100.0	1,376	100.0	1,425	100.0	735	100.0	8,072	100.0

(表1-3) 年齢・相談種別受付状況

(県全体)

年 齢		相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		育 児 ・ し っ つ け 相 談	件数	%
0 歳 ～ 5 歳	0	242	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	1	2	0	7	268	29.0	
	1	205	0	0	0	0	0	58	1	0	0	1	0	0	0	9	274		
	2	241	0	0	0	0	0	73	7	0	0	0	0	0	1	7	329		
	3	223	0	0	0	0	0	164	11	0	0	0	0	0	2	8	408		
	4	231	0	0	0	0	0	258	13	0	0	0	0	0	2	3	507		
	5	231	0	0	0	0	0	298	11	0	1	2	0	0	4	8	555		
	計	1,373	0	0	0	0	0	867	43	0	1	3	1	2	9	42	2,341		
6 歳 ～ 11 歳	6	213	0	0	0	1	0	182	0	0	0	5	0	0	3	7	411	33.9	
	7	252	0	0	0	0	0	178	0	2	2	5	0	0	1	10	450		
	8	256	0	0	0	0	0	220	0	0	5	10	1	0	0	4	496		
	9	222	0	0	0	0	1	175	0	0	7	11	1	0	3	7	427		
	10	252	0	0	0	0	0	182	0	3	2	8	3	0	3	9	462		
	11	236	0	1	0	0	0	219	1	0	0	11	7	0	2	10	487		
	計	1,431	0	1	0	1	1	1,156	1	5	16	50	12	0	12	47	2,733		
12 歳 ～ 14 歳	12	275	0	0	0	0	0	220	0	3	7	11	12	0	3	11	542	21.2	
	13	230	0	0	0	0	0	239	0	3	4	17	10	0	1	2	506		
	14	253	0	0	0	0	0	353	1	12	2	29	7	0	0	9	666		
	計	758	0	0	0	0	0	812	1	18	13	57	29	0	4	22	1,714		
15 歳 ～ 17 歳	15	228	0	0	0	0	0	261	0	4	3	10	6	0	1	5	518	14.4	
	16	191	0	0	0	0	0	88	0	5	1	6	5	0	1	15	312		
	17	182	0	0	0	0	0	117	0	8	0	8	2	1	0	13	331		
	計	601	0	0	0	0	0	466	0	17	4	24	13	1	2	33	1,161		
18 歳 以上		58	0	0	0	0	0	44	1	0	0	4	2	0	0	14	123	1.5	
合 計		4,221	0	1	0	1	1	3,345	46	40	34	138	57	3	27	158	8,072	100.0	

(表1-4) 児 童 の 虐 待 状 況

(単位:件)

年 度	区 分	通 告 数	虐 待 認 定 件 数					非該当	その他	繰越
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計			
R3	中 央	2,351	282	14	201	1,127	1,624	363	42	322
	大 隅	384	52	4	21	205	282	49	9	44
	大 島	236	30	0	19	159	208	22	0	6
	県 全 体	2,971	364	18	241	1,491	2,114	434	51	372
	うち障害児(疑いを含む)	－	101	3	58	187	349	－	－	－
R4	中 央	2,609	335	9	158	1,397	1,899	326	33	351
	大 隅	474	70	6	22	278	376	52	32	14
	大 島	174	16	0	17	115	148	26	0	0
	県 全 体	3,257	436	15	197	1,790	2,423	404	65	365
	うち障害児(疑いを含む)	－	120	2	42	243	407	－	－	－
R5	中 央	2,416	331	9	163	1,240	1,743	260	48	687
	北 部	438	52	6	26	233	317	40	12	98
	大 隅	573	73	14	40	291	418	109	21	39
	大 島	199	12	1	37	127	177	16	3	3
	県 全 体	3,626	468	30	266	1,891	2,655	425	84	827
	うち障害児(疑いを含む)	－	102	17	50	230	399	－	－	－

(表1-5) 虐 待 認 定 の 経 路 別 状 況

(単位:件)

経路 別 区分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	県福祉事務所	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	認定こども園	警察	学校	その他	計
中 央	45	19	92	35	0	74	7	0	23	2	7	1,268	155	16	1,743
北 部	21	0	6	5	0	26	0	0	2	4	0	218	15	20	317
大 隅	26	3	29	5	0	4	0	0	2	10	8	263	40	28	418
大 島	1	0	11	0	0	10	0	0	2	1	0	137	9	6	177
計	93	22	138	45	0	114	7	0	29	17	15	1,886	219	70	2,655

(表1-6) 虐 待 認 定 の 虐 待 者 別 状 況

(単位:件)

虐待者 別 区分	父		母		その他	計
	実 父	実父以外	実 母	実母以外		
中 央	846	139	669	14	75	1,743
北 部	137	35	116	0	29	317
大 隅	186	29	163	3	37	418
大 島	79	13	72	0	13	177
計	1,248	216	1,020	17	154	2,655

(表1-7) 被 虐 待 児 童 の 年 齢 別 状 況

(単位:件)

(単位: 件)

別 区分	乳幼児期		小学生期	中学生期	高校生期	計
	0～3歳未満	3歳～学齡前				
中 央	295	324	620	327	177	1,743
北 部	44	60	125	55	33	317
大 隅	92	81	135	76	34	418
大 島	33	36	52	33	23	177
計	464	501	932	491	267	2,655
	965					

(表1-8) 虐 待 認 定 の 処 理 別 状 況

(単位:件)

処 理 別 区分	施 設 入 所	里 親 等 委 託	在 宅 に よ る 指 導				そ の 他	計
			児童福祉司指導	継 続 指 導	他機関あつせん	助 言 指 導		
中 央	38	2	9	126	3	1,558	7	1,743
北 部	11	0	8	35	0	263	0	317
大 隅	5	1	1	36	0	374	1	418
大 島	2	8	1	14	3	146	3	177
計	56	11	19	211	6	2,341	11	2,655

注)ファミリーホームは里親等委託を含む

(表1-9) 巡回相談実施状況（県全体）

年度	区分	一般巡回	巡回療育	母子通園	等（その他）の巡回	計
R3	中央	157	0	0	718	875
	大隅	42	0	0	142	184
	大島	54	46	0	135	235
	計	253	46	0	995	1,294
R4	中央	223	0	0	651	874
	大隅	39	0	0	118	157
	大島	43	44	0	123	210
	計	305	44	0	892	1,241
R5	中央	100	0	0	509	609
	北部	76	0	0	113	189
	大隅	42	0	0	119	161
	大島	50	43	0	114	207
	計	268	43	0	855	1,166

注）中央児童相談所分「巡回療育相談」は、平成22年度から「こども総合療育センター」で実施

(表1-10) 一般巡回相談状況（県全体）

年度		区分	養護相談	保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計
					相肢体不自由談	視聴覚相談	障害言語等相談	障害症状相談	相知的障害談	相発達障害談	相ぐ犯行為談等	相触法行為談等	相性格行談動	不登校相談	適性相談		
R3	中央	0	0	0	0	0	0	0	157	0	0	0	0	0	0	0	157
	大隅	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	42
	大島	2	0	0	0	0	0	0	48	1	0	0	0	2	0	0	54
	計	2	0	0	0	0	0	0	247	1	0	0	0	2	0	0	253
R4	中央	0	0	0	0	0	0	0	223	0	0	0	0	0	0	0	223
	大隅	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	39
	大島	1	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	8	0	0	0	43
	計	1	0	0	0	0	0	0	294	0	0	0	8	0	0	0	305
R5	中央	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	1	0	0	0	100
	北部	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	76
	大隅	0	0	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	42
	大島	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	3	0	0	0	50
	計	0	0	0	0	0	0	0	264	0	0	0	4	0	0	0	268

2 相談の処理状況

児童相談の処理件数は、県全体で8,427件（中央4,857件、北部1,398件、大隅1,437件、大島735件）となっており、うち、面接指導が圧倒的に多く6,338件（75.2%）、児童福祉施設入所124件（1.4%）、里親委託39件（0.4%）、児童福祉司指導25件（0.3%）、児童家庭支援センター指導委託2件（0.1%）、児童福祉施設及び知的障害児通園施設通所1件（0.1%）、その他の処理（診断書・証明書発行等）1,898件（22.4%）等となっている。

（表2-1・表2-2・表2-3・表2-4・表2-5）

（相談種別処理状況）

- (1) 養護相談では、4,521件のうち面接指導等4,324件（95.6%：助言指導3,328件、継続指導962件、他機関あっせん34件）、児童福祉施設入所102件（2.3%）、児童福祉司指導21件（0.5%）、里親委託等35件（0.8%）、児童家庭支援センター指導委託2件（0.1%）、その他37件（0.8%）となっている。

また、施設入所102件の理由別では、不適切な家庭環境が77件と一番多く、次いで保護者の傷病15件、保護者の死亡3件、保護者の家出1件、その他6件となっている。

（表2-1・表2-6）

- (2) 障害相談〔肢体不自由、視聴覚、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、発達障害相談〕では、3,402件のうち面接指導1,544件（45.4%：助言指導1,260件、継続指導284件）、その他の処理（診断書・証明書発行等）が1,858件（54.6%）となっている。

また、知的障害児等の福祉援助に係る診断書等の発行状況では、判定意見書等交付1,481件（中央924件、北部208件、大隅274件、大島75件）、療育手帳判定1,805件（中央1,179件、北部272件、大隅258件、大島96件）、特別児童扶養手当認定480件（中央341件、北部80件、大隅38件、大島21件）となっている。

（表2-1・表2-7・表2-8・表2-9）

- (3) 非行相談〔ぐ犯・触法行為等相談〕では、88件のうち面接指導77件（87.5%：助言指導61件、継続指導16件）、児童福祉施設入所6件（6.8%）、児童福祉司指導2件（2.3%）、里親委託等1件（1.1%）、その他2件（2.3%）となっている。

（表2-1）

- (4) 育成相談〔性格行動・不登校・適性・育児・しつけ相談〕では、249件のうち面接指導228件（91.6%：助言指導166件、継続指導62件）、児童福祉施設入所16件（6.4%）、児童福祉司指導2件（0.8%）、児童福祉施設及び知的障害児通園施設通所1件（0.4%）、里親委託等1件（0.4%）、その他1件（0.4%）となっている。

（表2-1）

- (5) 里親については、令和5年度末現在 259世帯（実質）が里親登録をしており、このうち61世帯（実質）に82人の児童を委託している。

なお、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、令和5年度末現在9事業所があり、31人の児童を委託している。

（表2-10・表2-11・表2-12）

(表2-1) 相 談 種 別 処 理 状 況

(県 全 体)

区分 相談種別	R 4 年度受付 R 5 年度へ繰越 (A)	受 付 件 数 (B)	処 理 件 数														合 計 (C)	R 5 年度受付 R 6 年度へ繰越 (D)	再 掲 及児童 福祉 施設 内入 所	
			面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	(再掲) 家庭裁判所送致 第二十七条第一項 第四号関係)	通 園 施 設 及 知 的 障 害 所 児	里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム 委 託	障 害 児 施 設 等 利 用 契 約	そ の 他				
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋															
養 護 相 談	412	4,221	3,328	962	34	21	0	0	2	0	0	102	0	0	35	0	37	4,521	778	乳児院14,児童養護施設69, 児童心理治療施設3, 児童自立支援施設3, 障害児入所施設13
保 健 相 談	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
肢 体 不 自 由 相 談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
視 聴 覚 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
重 症 心 身 障 害 相 談	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	
知 的 障 害 相 談	58	3,345	1,210	283	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,858	3,351	34	
発 達 障 害 相 談	1	46	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0	
障害相談計	61	3,394	1,260	284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,858	3,402	35	
ぐ 犯 行 為 等 相 談	19	40	33	8	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	1	49	17	児童養護施設3,障害児入所施設1
触 法 行 為 等 相 談	12	34	28	8	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	39	26	児童自立支援施設2
非行相談計	31	74	61	16	0	2	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	2	88	43	
性 格 行 動 相 談	40	138	96	43	0	2	0	0	0	0	0	13	0	1	1	0	0	156	37	児童養護施設4,児童自立支援施設4 児童心理治療施設5, 児童心理治療施設(通所)1
不 登 校 相 談	5	57	42	16	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	61	6	児童養護施設2, 児童心理治療施設1
適 性 相 談	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	
育 児 ・ し つ け 相 談	4	27	26	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	4	
育成相談計	49	225	166	62	0	2	0	0	0	0	0	16	0	1	1	0	1	249	47	
そ の 他 の 相 談	12	158	158	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	166	9	
合 計	566	8,072	4,974	1,330	34	25	0	2	0	0	0	124	0	1	39	0	1,898	8,427	913	

注) 自立援助ホームはその他に含む。

(表2-2) 相 談 種 別 処 理 状 況

(中央児童相談所)

区分 相談種別	R 4 年度受付 R 5 年度へ繰越 (A)	受 付 件 数 (B)	処 理 件 数														合 計 (C)	R 5 年度受付 R 6 年度へ繰越 (D)	再 掲 及 児 童 福 祉 施 設 内 入 所
			面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所 (「再掲」家庭裁判所送致 (法第二十七条第一項第四号関係))	通 園 施 設 及 知 的 障 害 所 児	里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム 委 託	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他				
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋														
養 護 相 談	369	2,417	1,966	589	31	9	0	1	0	0	63	0	0	11	0	13	2,683	637	乳児院9,児童養護施設43, 児童心理治療施設1, 児童自立支援施設3, 障害児入所施設7,
保 健 相 談	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
肢体不自由相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
視 聴 覚 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重 症 心 身 障 害 相 談	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	
知 的 障 害 相 談	58	1,929	1,110	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	822	1,935	34	
発 達 障 害 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
障害相談計	61	1,930	1,112	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	822	1,938	35	
ぐ 犯 行 為 等 相 談	19	21	22	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	30	14	
触 法 行 為 等 相 談	12	17	13	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	22	26	児童自立支援施設1
非行相談計	31	38	35	12	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	52	40	
性 格 行 動 相 談	40	78	49	39	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	96	33	児童養護施設2, 児童心理治療施設4, 児童自立支援施設2
不登校相談	5	21	10	13	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	25	6	児童養護施設1, 児童心理治療施設1
適 性 相 談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
育児・しつけ相	4	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	
育成相談計	49	107	66	54	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	1	131	43	
そ の 他 の 相 談	12	44	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	52	6	
合 計	523	4,536	3,225	664	31	10	0	1	0	0	74	0	0	14	0	838	4,857	761	

注) 自立援助ホームはその他に含む。

(表2-3) 相 談 種 別 処 理 状 況

(北部児童相談所)

区分 相談種別	R 4 年度受付 R 5 年度へ繰越 (A)	受 付 件 数 (B)	処 理 件 数														合 計 (C)	R 5 年度受付 R 6 年度へ繰越 (D)	再 掲 及児童 福祉 通所 施設の 内入 訳所
			面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所 (「再掲」家庭裁判所送致 (法第二十七条第一項第四号関係)	通 所 児 童 福 祉 施 設 及 知 的 障 害 通 所	里 親 ・ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム 委 託	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他				
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋														
養 護 相 談	29	583	507	74	0	8	0	1	0	0	14	0	0	1	0	0	605	91	児童養護施設10, 児童心理治療施設2, 障害児入所施設2
保 健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
視 聴 覚 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重 症 心 身 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知 的 障 害 相 談	0	696	39	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	543	696	0	
発 達 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
障害相談計	0	696	39	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	543	696	0	
ぐ 犯 行 為 等 相 談	0	5	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
触 法 行 為 等 相 談	0	5	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	児童自立支援施設1
非行相談計	0	10	6	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	
性 格 行 動 相 談	0	25	20	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	25	0	児童養護施設1 児童心理治療施設(通所)1 児童自立支援施設1
不登校相談	0	13	10	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	13	0	児童養護施設1
適 性 相 談	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
育児・しつけ 相 談	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
育成相談計	0	44	36	3	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	44	0	
そ の 他 の 相 談	0	43	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	
合 計	29	1,376	631	193	0	10	0	1	0	0	18	0	1	1	0	543	1,398	91	

注) 自立援助ホームはその他に含む。

(表2-4) 相 談 種 別 処 理 状 況

(大隅児童相談所)

区分 相談種別	R 4 年度受付 R 5 年度へ繰越 (A)	受 付 件 数 (B)	処 理 件 数														合 計 (C)	R 5 年度受付 R 6 年度へ繰越 (D)	再 掲	
			面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	(再掲)家庭裁判所送致 (法第二十七条第一項第四号関係)	通 園 児 童 福 祉 施 設 及 び 知 的 障 害 所 児	里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム 委 託	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他			及 児 童 福 祉 施 設 の 内 入 訳 所	
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋															
養 護 相 談	14	733	541	159	0	1	0	0	0	0	14	0	0	9	0	21	745	47	乳児院4, 児童養護施設8, 障害児入所施設2	
保 健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
肢体不自由相 談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
視 聴 覚 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
言 語 発 達 障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
重 症 心 身 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
知 的 障 害 相 談	0	622	37	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493	622	0		
発 達 障 害 相 談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
障害相談計	0	624	39	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493	624	0		
ぐ 犯 行 為 等 相 談	0	10	5	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10	3	児童養護施設2, 障害児入所施設1	
触 法 行 為 等 相 談	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
非行相談計	0	12	7	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	12	3		
性 格 行 動 相 談	0	21	16	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	21	4	児童養護施設1,児童自立支援施設1	
不 登 校 相 談	0	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0		
適 性 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
育児・しつけ 相 談	0	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0		
育成相談計	0	32	25	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	32	4		
そ の 他 の 相 談	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	3		
合 計	14	1,425	636	258	0	1	0	0	0	0	19	0	0	9	0	514	1,437	58		

注) 自立援助ホームはその他に含む。

(表2-5) 相 談 種 別 処 理 状 況

(大島児童相談所)

区分 相談種別	R 4 年度受付 R 5 年度へ繰越 (A)	受 付 件 数 (B)	処 理 件 数														合 計 (C)	R 5 年度受付 R 6 年度へ繰越 (D)	再 掲 児童 福祉 施設 の 内 入 所
			面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所 (再掲)家庭裁判所送致 (法第二十七条第一項第四号関係)	通 園 児 童 福 祉 施 設 及 び 知 的 障 害 所 児 通 所	里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム 委 託	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他				
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋														
養 護 相 談	0	488	314	140	3	3	0	0	0	0	11	0	0	14	0	3	488	3	乳児院1, 児童養護施設8, 障害児入所施設2
保 健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
視 聴 覚 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
重 症 心 身 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知 的 障 害 相 談	0	98	24	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0	
発 達 障 害 相 談	0	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	
障害相談計	0	144	70	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0	
ぐ 犯 行 為 等 相 談	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	児童養護施設1
触 法 行 為 等 相 談	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	
非行相談計	0	14	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	0	
性 格 行 動 相 談	0	14	11	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	14	0	児童心理治療施設1
不 登 校 相 談	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	
適 性 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
育 児 ・ し つ け 相 談	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	
育成相談計	0	42	39	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	42	0	
そ の 他 の 相 談	0	47	46	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	
合 計	0	735	482	215	3	4	0	0	0	0	13	0	0	15	0	3	735	3	

注) 自立援助ホームはその他に含む。

(表2-6) 養 護 相 談 の 理 由 ・ 処 理 別 状 況

(単位:件)

理由 年度 処理		理由		理由		理由		理由		理由		理由		理由		理由	
		保護者の 傷 病		保護者の 死 亡		保護者の 家 出		保護者の 離 婚		不適切な 家庭環境		その他		合計			
児童 福祉 施設 入所	R3	13	14	0	1	5	5	1	1	60	79	6	8	85	108		
		0		0		0		0		9		0		9			
		1		1		0		0		10		2		14			
	R4	10	10	0	0	2	2	0	0	42	61	4	5	58	78		
		0		0		0		0		16		0		16			
		0		0		0		0		3		1		4			
	R5	12	15	2	3	0	1	0	0	47	77	2	6	63	102		
		2		1		0		0		11		0		14			
		1		0		1		0		8		4		14			
		0		0		0		0		11		0		11			
里親 委託	R3	1	1	3	3	0	0	0	0	15	18	4	4	23	26		
		0		0		0		0		2		0		2			
		0		0		0		0		1		0		1			
	R4	1	1	1	1	0	0	0	0	6	20	1	1	9	23		
		0		0		0		0		1		0		1			
		0		0		0		0		13		0		13			
	R5	1	1	0	0	0	0	0	0	7	26	3	8	11	35		
		0		0		0		0		1		0		1			
		0		0		0		0		4		5		9			
		0		0		0		0		14		0		14			
	面接 指導	R3	197	248	24	30	18	23	15	20	1783	3,305	360	444	2,397	4,070	
			36		0		4		2		900		31		973		
15			6		1		3		622		53		700				
R4		165	185	16	17	22	30	10	16	2,415	3,928	318	391	2,946	4,567		
		17		1		8		4		1,028		7		1,065			
		3		0		0		2		485		66		556			
R5		131	145	8	8	14	20	7	7	2,327	3,808	99	336	2,586	4,324		
		0		0		0		0		581		0		581			
		14		0		6		0		443		237		700			
		0		0		0		0		457		0		457			
その他		R3	0	2	0	0	1	1	0	0	25	46	3	4	29	53	
			0		0		0		0		13		0		13		
	2		0		0		0		8		1		11				
	R4	1	2	0	1	0	0	0	0	22	34	1	2	24	39		
		0		0		0		0		5		0		5			
		1		1		0		0		7		1		10			
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	23	39	0	21	23	60		
		0		0		0		0		8		1		9			
		0		0		0		0		2		20		22			
		0		0		0		0		6		0		6			
	合計	R3	0	247	0	27	0	28	0	18	482	3,289	0	404	482	4,013	
			211		27		24		16		1883		373		2,534		
36			0		4		2		924		31		997				
6.2%			0.7%		0.7%		0.4%		82.0%		10.1%		100.0%				
R4		177	198	17	19	24	32	10	16	2,485	4,043	324	399	3,037	4,707		
		17		1		8		4		1,050		7		1,087			
		4		1		0		2		508		68		583			
		4.2%		0.4%		0.7%		0.3%		85.9%		8.5%		100.0%			
R5		144	161	10	11	14	21	7	7	2,404	3950	104	371	2,683	4,521		
		2		1		0		0		601		1		605			
	15	0		7		0		457		266		745					
	0	0		0		0		488		0		488					
	3.6%			0.2%		0.5%		0.2%		87.4%		8.2%		100.0%			

注) 1段目:中央児童相談所, 2段目:北部児童相談所, 3段目:大隅児童相談所, 4段目:大島児童相談所である。

(表2-7) 判定意見書交付状況

年度	区分	判定 意見書	医療費 助成	重 度 指 定					合 計
				知的障害	肢体不自由	盲	ろう	小計	
R3	中 央	794	42	0	0	0	0	0	836
	大 隅	269	4	0	0	0	0	0	273
	大 島	75	0	2	0	0	0	2	77
	計	1138	46	2	0	0	0	2	1,186
R4	中 央	869	58	0	0	0	0	0	927
	大 隅	273	4	0	0	0	0	0	277
	大 島	55	3	1	0	0	0	1	59
	計	1,197	65	1	0	0	0	1	1,263
R5	中 央	886	38	0	0	0	0	0	924
	北 部	170	38	0	0	0	0	0	208
	大 隅	269	5	0	0	0	0	0	274
	大 島	71	3	1	0	0	0	1	75
	計	1,396	84	1	0	0	0	1	1,481

(表2-8) 療育手帳判定状況

年度	区分	判 定 依 頼 件 数			判 定 結 果						繰 越 件 数
		新 規	再判定	計	A1	A2	B1	B2	非該当	計	
R3	中 央	465	683	1,148	96	163	273	518	98	1,148	0
	大 隅	126	135	261	18	27	63	121	32	261	0
	大 島	53	38	91	2	9	17	48	15	91	0
	計	644	856	1,500	116	199	353	687	145	1,500	0
R4	中 央	640	746	1,386	137	189	253	675	132	1,386	0
	大 隅	117	149	266	33	29	50	128	26	266	0
	大 島	39	42	81	5	14	14	31	17	81	0
	計	796	937	1,733	175	232	317	834	175	1,733	0
R5	中 央	609	570	1,179	102	122	201	652	102	1,179	0
	北 部	146	126	272	20	18	52	143	39	272	0
	大 隅	129	129	258	18	29	37	128	46	258	0
	大 島	55	41	96	2	15	15	48	16	96	0
	計	939	866	1,805	142	184	305	971	203	1,805	0

(注) 判定依頼件数から判定結果件数を差し引いた繰越件数が一致しないのは、申請の取り下げや前年度からの繰越のためである。

(表2-9) 特別児童扶養手当認定診断判定

級	区分	知的障害			精神障害			聴力その他			計		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
1級	中 央	35	34	19	0	0	0	0	0	0	35	34	19
	北 部	-	-	4	-	-	0	-	-	0	-	-	4
	大 隅	4	2	1	0	0	0	0	0	0	4	2	1
	大 島	4	3	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0
2級	中 央	434	244	292	0	0	0	0	0	0	434	244	292
	北 部	-	-	70	-	-	0	-	-	0	-	-	70
	大 隅	37	31	36	0	0	0	0	0	0	37	31	36
	大 島	26	14	21	0	0	0	0	0	0	26	14	21
非該当	中 央	15	12	16	0	0	0	0	0	0	15	12	16
	北 部	-	-	5	-	-	0	-	-	0	-	-	5
	大 隅	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	大 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定 保留	中 央	9	13	14	0	0	0	0	0	0	9	13	14
	北 部	-	-	1	-	-	0	-	-	0	-	-	1
	大 隅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央		493	303	341	0	0	0	0	0	0	493	303	341
北 部		-	-	80	-	-	0	-	-	0	-	-	80
大 隅		41	33	38	0	0	0	0	0	0	41	33	38
大 島		30	17	21	0	0	0	0	0	0	30	17	21
計		564	353	480	0	0	0	0	0	0	564	353	480

(表2-10) 里 親 委 託 状 況 総 括 表 (令和6年3月末)

養育里親 登録数	194世帯	うち委託里親 委託児童	30世帯 44人	専門里親 登録数	13世帯	うち委託里親 委託児童	3世帯 3人	親族里親 認定数	23世帯	うち委託里親 委託児童	23世帯 29人	養子縁組 里親 登録数	100世帯	うち委託里親 委託児童	6世帯 6人
-------------	-------	----------------	-------------	-------------	------	----------------	-----------	-------------	------	----------------	-------------	-------------------	-------	----------------	-----------

注) 1 里親登録世帯数について、重複登録世帯を除く世帯数(実質)は259世帯となっている。

2 委託里親世帯数について、異なる委託種類の児童を複数受託している里親を考慮(実質)すると61世帯となっている。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	9事業所	定員	54人
		委託児童	31人

(表2-11) 里 親 委 託 状 況

区 分 年 度		認定及び登録里親数 (年度末) (A)	委託解除・変更の状況(里親)				委託児童数(年度末)		委託率 (B/A)
			前年度末 委託里親数	当 年 度		年度末委託里親数 (B)	男	女	
				新規委託	解除・変更				
R3	中 央	159 (11)	53 (3)	17 (0)	24 (1)	46 (2)	29	35	29.2%
	大 隅	31 (0)	16 (0)	1 (0)	1 (0)	16 (0)	12	10	
	大 島	30 (1)	9 (0)	1 (0)	7 (0)	3 (0)	1	2	
	県 外	6 (0)	1 (0)			1 (0)		2	
	計	226 (12)	79 (3)	19 (0)	32 (1)	66 (2)	42	49	
R4	中 央	180 (11)	46 (3)	5 (0)	14 (0)	37 (3)	28	23	24.0%
	大 隅	27 (0)	16 (0)	0 (0)	3 (0)	13 (0)	9	10	
	大 島	36 (1)	3 (0)	6 (0)	1 (0)	8 (0)	6	2	
	県 外	3 (0)	1 (0)			1 (0)		1	
	計	246 (12)	66 (3)	11 (0)	18 (0)	59 (3)	43	36	
R5	中 央	146 (10)	25 (3)	12 (1)	10 (0)	27 (4)	15	16	23.6%
	北 部	43 (1)	13 (0)	1 (0)	3	11 (0)	10	5	
	大 隅	28 (0)	13 (0)	4 (0)	2 (0)	15 (0)	8	13	
	大 島	40 (1)	7 (0)	5 (0)	5 (0)	7 (0)	10	4	
	県 外	2 (0)	1 (0)			1 (0)		1	
	計	259 (12)	59 (3)	22 (1)	20 (0)	61 (4)	43	39	

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

区 分 年 度		事業所数	委託解除・変更の状況(児童)				委託児童数(年度末)	
			前年度末委託児童 数	当 年 度		年度末委託児童数	男	女
				新規委託	解除・変更			
R5	中 央	7	24	3	6	21	7	14
	北 部	0	3	0	1	2	2	0
	大 隅	0	5	0	1	4	1	3
	大 島	2	1	5	2	4	4	0
	計	9	33	8	10	31	14	17

注) 1 児童相談所区分は、里親の住所地、ファミリーホームの所在地で区分している。

2 専門里親は、養育里親のうち専門里親研修を受講修了して登録された者であり、()で再掲している。

3 里親に複数の児童を委託している場合があるため、年度末委託里親数と委託児童数とは必ずしも一致しない。

(表2-12) 里 親 委 託 状 況

区 分 年 度		新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数(年度中)											年度末 現 在 委 託 児童数
						解 除						変 更					
		施設入所中 の 児 童	在家 児童	その他	計	保護の必要 がなくなり 帰宅	養子 縁組	満年齢	死 亡	就 職	その他	計	施設 入所	他の里親に 委 託	その他	計	
R3	中 央	5	13	0	18	0	5	3	0	3	5	16	2	0	2	4	66
	大 隅	0	2	0	2	0	1	0	0	1	3	5	1	0	2	3	22
	大 島	0	1	0	1	2	2	2	0	1	1	8	0	0	0	0	3
	計	5	16	0	21	2	8	5	0	5	9	29	3	0	4	7	91
R4	中 央	1	3	2	6	3	7	6	0	2	0	18	1	1	0	2	52
	大 隅	1	1	0	2	0	0	3	0	2	0	5	0	0	0	0	19
	大 島	1	7	0	8	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	8
	計	3	11	2	16	4	7	10	0	4	0	25	1	2	0	3	79
R5	中 央	3	8	3	14	3	3	5	0	0	0	11	1	2	1	4	31
	北 部	0	1	0	1	0	0	2	0	1	1	4	0	0	1	1	16
	大 隅	1	4	0	5	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	21
	大 島	1	9	2	12	3	0	0	0	1	1	5	0	1	0	1	14
	計	5	22	5	32	6	3	9	0	3	2	23	1	3	2	6	82

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

R5	中 央	1	2	0	3	3	0	1	0	0	1	5	1	0	0	1	21
	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	大 隅	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4
	大 島	1	3	1	5	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4
	計	2	5	1	8	3	0	2	0	2	2	9	1	0	0	1	31

注) 1 児童相談所区分は、委託の措置をした児童相談所で区分している。

注) 2 年度末現在委託児童数は、ケース移管等があった場合、児童相談所管轄ごとに、「前年度末現在委託児童数」+「新規又は措置変更により委託された児童数」-「措置を解除又は変更された児童数」=「年度末現在委託児童数」とはならない場合がある。

3 一時保護児童の状況

- (1) 一時保護児童の実人員は 650人（中央458人，北部78人，大隅72人，大島42人）で，そのうち
所内保護は144人（中央106人，北部16人，大隅5人，大島17人），委託保護は506人（中央352人，
北部62人，大隅67人，大島25人）となっている。

また，男女別でみると，男子319人（中央238人，北部22人，大隅34人，大島25人），女子341人
（中央218人，北部63人，大隅41人，大島19人）となっている。

（表 3－1，表 3－5）

- (2) 一日当たりの平均保護人員（委託保護を除く）は，8.4人（中央4.8人，北部1.1人，大隅0.2人，
大島2.3人）である。

（表 3－1）

- (3) 一人当たりの平均保護期間（委託保護を除く）は，21.3日（中央16.7日，北部25.0日，大隅11.4日，
大島49.2日）である。

（表 3－1）

- (4) 市郡別の一時保護児童の状況は，鹿児島市が299人と一番多く，次いで霧島市52人，鹿屋市41
人，姶良市37人，薩摩川内市30人，出水市29人，日置市24人，奄美市23人，大島郡18人，南さつ
ま市13人，阿久根市・曾於市・肝属郡が各10人等となっている。

（表 3－2）

- (5) 理由別の一時保護児童の状況は，養護相談によるものが一番多く573人（88.2%：中央407人，
北部68人，大隅62人，大島36人），次いでぐ犯行為19人（2.9%：中央6人，北部2人，大隅8人，
大島3人），触法行為11人（1.7%：中央8人，北部1人，大隅1人，大島1人），家出8人（1.2%：中
央8人），不登校2人（0.3%：中央2人），その他37人（5.7%：中央27，北部7人，大隅1人，大島
2人）となっている。

（表 3－3）

- (6) 援助内容別の一時保護児童の状況は，保護者引き取り404人（57.2%：中央320人，北部36人，
大隅43人，大島5人）と一番多く，次に児童養護施設入所が93人（13.2%：中央73人，北部12人，
大隅5人，大島3人），里親委託が35人（5.0%：中央23人，大隅1人，大島11人），障害児関係施
設15人（2.1%：中央10人，北部1人，大隅4人），児童自立支援施設入所13人（1.8%：中央9人，
北部3人，大隅1人），その他86人（12.2%：中央21人，北部25人，大隅18人，大島22人）の順とな
っており，年度末継続も56人（7.9%：中央36人，北部11人，大隅6人，大島3人）となっている。

（表 3－4）

(表3-1) 一時保護児童

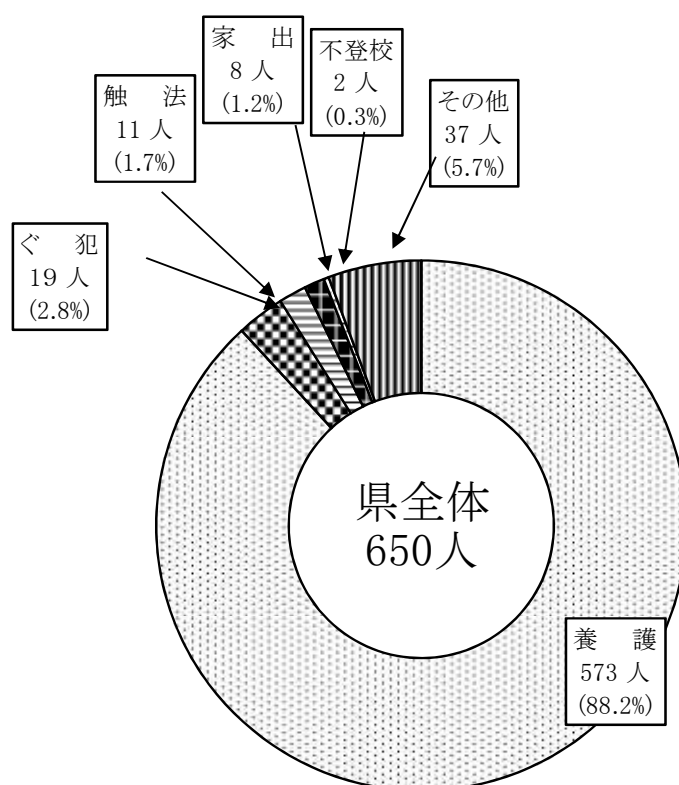
区 分 年 度		所 内 保 護		委 託 保 護		合 計		一日平均 保護人員 (委託保護 を除く)	一人平均 保護期間 (委託保護 を除く)
		実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員		
R3	中 央	128	3,262	384	11,748	512	15,010	8.9	25.5
	大 隅	1	65	47	1,872	48	1,937	0.2	65.0
	大 島	26	614	16	358	42	972	1.7	23.6
	計	155	3,941	447	13,978	602	17,919	10.8	25.4
R4	中 央	122	2,780	324	9,624	446	12,404	7.6	22.8
	大 隅	0	0	59	1,937	59	1,937	0.0	0.0
	大 島	17	559	18	351	35	910	1.5	32.9
	計	139	3,339	401	11,912	540	15,251	9.1	24.0
R5	中 央	106	1,770	352	12,240	458	14,010	4.8	16.7
	北 部	16	400	62	1,648	78	2,048	1.1	25.0
	大 隅	5	57	67	1,689	72	1,746	0.2	11.4
	大 島	17	837	25	348	42	1,185	2.3	49.2
	計	144	3,064	506	15,925	650	18,989	8.4	21.3

(表3-2) 市郡別一時保護状況

(R5年度)

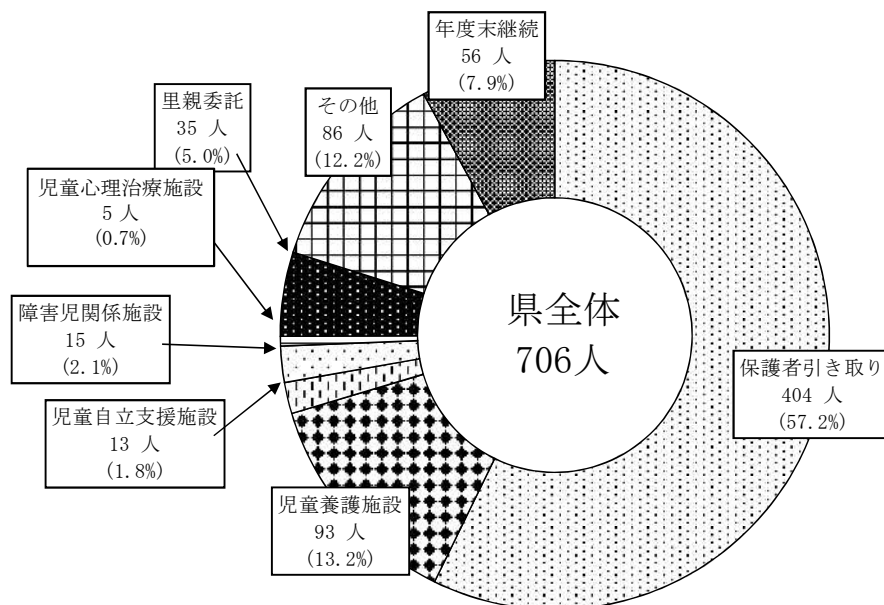
中 央														
市 郡	人 員		市 郡	人 員		市郡	人 員		市 郡	人 員		市 郡	人 員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
鹿 児 島 市	67	232	南さつま市	5	8	鹿 屋 市	0	0	出 水 郡	0	0	県 外	6	3
枕 崎 市	0	5	南 九 州 市	0	0	垂 水 市	0	0	始 良 郡	0	0			
指 宿 市	1	6	始 良 市	10	27	曾 於 市	0	0	曾 於 郡	0	0			
西 之 表 市	0	0	阿 久 根 市	0	0	志 布 志 市	0	0	肝 属 郡	0	0			
日 置 市	11	13	出 水 市	0	0	奄 美 市	0	0	熊 毛 郡	0	4			
霧 島 市	5	47	薩摩川内市	0	1	鹿 児 島 郡	0	0	大 島 郡	0	0			
いちき串木野市	1	5	伊 佐 市	0	1	薩 摩 郡	0	0				計	106	352
北 部														
市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
阿 久 根 市	2	8	薩摩川内市	6	23	薩 摩 郡	0	2	始 良 郡	1	2	管 外	0	0
出 水 市	5	24	伊 佐 市	1	3	出 水 郡	1	0				計	16	62
大 隅														
市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
鹿 屋 市	5	36	曾 於 市	0	10	曾 於 郡	0	4		0	0	管 外	0	4
垂 水 市	0	1	志 布 志 市	0	2	肝 属 郡	0	10		0	0	計	5	67
大 島														
市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員		市郡	人 員	
	所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護		所内保護	委託保護
奄 美 市	9	14										管 外	1	0
大 島 郡	7	11										計	17	25

(表3-3) 理由別一時保護



区 分 理 由	中 央		北 部		大 隅		大 島		計			
	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	計	%
養 護	72	335	12	56	4	58	13	23	101	472	573	88.2
ぐ 犯	4	2	2	0	1	7	2	1	9	10	19	2.9
触 法	7	1	1	0	0	1	1	0	9	2	11	1.7
家 出	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	1.2
不登校	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.3
その他	15	12	1	6	0	1	1	1	17	20	37	5.7
計	106	352	16	62	5	67	17	25	144	506	650	100.0

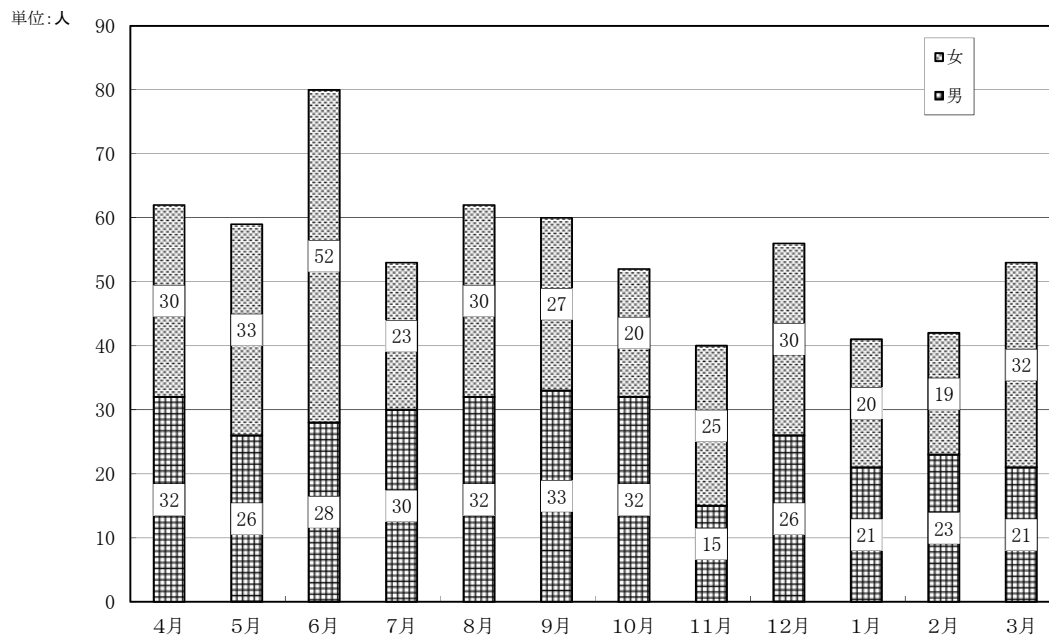
(表3-4) 援助内容別一時保護



区 分 理 由		中 央		北 部		大 隅		大 島		計		
		所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	所内 保護	委託 保護	計
保 護 者 引 き 取 り		77	243	2	34	3	40	2	3	84	320	404
施 設 入 所	児 童 養 護 施 設	12	61	1	11	0	5	1	2	14	79	93
	児 童 自 立 支 援 施 設	5	4	3	0	0	1	0	0	8	5	13
	障 害 児 関 係 施 設	0	10	0	1	0	4	0	0	0	15	15
	児 童 心 理 治 療 施 設	2	0	0	1	0	0	1	0	3	1	4
里 親 委 託		3	20	0	0	0	1	1	10	4	31	35
そ の 他		7	14	10	15	2	16	12	10	31	55	86
年 度 末 継 続		6	30	2	9	0	6	1	2	9	47	56
計		112	382	18	71	5	73	18	27	153	553	706

(※ 里親委託にはファミリーホームを含む。)

(表3-5) 月別・性別一時保護状況



区分 月	中 央			北 部			大 隅			大 島			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月	25	20	45	0	5	5	3	3	6	4	2	6	32	30	62
5月	20	25	45	1	2	3	3	5	8	2	1	3	26	33	59
6月	21	34	55	1	5	6	5	8	13	1	5	6	28	52	80
7月	19	19	38	2	2	4	6	1	7	3	1	4	30	23	53
8月	21	23	44	5	3	8	4	3	7	2	1	3	32	30	62
9月	26	13	39	1	5	6	3	8	11	3	1	4	33	27	60
10月	26	16	42	0	4	4	3	0	3	3	0	3	32	20	52
11月	14	13	27	0	10	10	0	2	2	1	0	1	15	25	40
12月	22	16	38	2	8	10	0	5	5	2	1	3	26	30	56
1月	19	13	32	2	4	6	0	3	3	0	0	0	21	20	41
2月	12	11	23	2	7	9	5	1	6	4	0	4	23	19	42
3月	13	15	28	6	8	14	2	2	4	0	7	7	21	32	53
合計	238	218	456	22	63	85	34	41	75	25	19	44	319	341	660

(※ 表は入所月毎の所内保護と委託保護の合計人数で、前年度からの繰越分を含んでいない。)

4 子ども・家庭１１０番設置事業

平成８年６月１日から、子育てに関する不安及び非行、いじめ、不登校等の悩みに対し、本人や保護者からの電話による相談業務を開始した。

表４－１ 相談件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
件数	472	510	678	705	946	742	837	664	574	454	533

１ 令和５年度の相談内容は多い順に、心身障害37件(6.9%)、しつけ19件(3.6%)と虐待19件(3.6%)、不登校15件(2.8%)、性格行動11件(2.1%)、養護10件(1.9%)、非行６件(1.9%)、いじめ５件(0.9%)と交友関係５件(0.9%)、保健３件(0.6%)となっている。(表４－２)

２ 相談者は、母からが一番多く336件(63.0%)、父22件(4.1%)、親戚22件(4.1%)とその他22件(4.1%)、本人９件(1.7%)となっている。

「母」が全体の63.0%を占めるのに対して、「父」は4.1%と極端に少ないものの、年々少しずつではあるが割合が増えてきている。父親の積極的な子育て参加、養育の不安や悩みがある場合には、関係機関への相談を期待するところである。(表４－３)

３ 相談対象者は、中学生に関するものが最も多く62件(11.6%)、小学生60件(11.8%)、高校生40件(7.5%)、未就学31件(5.8%)となっている。(表４－４)

４ 相談時間は、３０分以下のものが430件(80.6%)、３１分～６０分が90件(17%)、６１分以上が13件(2.4%)となっている。(表４－５)

相談時間帯は、９時から１２時までが150件(28.1%)、１２時から１７時までが203件(38.1%)、１７時から２２時までが180(33.8%)となっている。(表４－５)

５ なお、533件の中には無言電話が86件含まれている。(表４－２)

６ また、SNS相談が令和５年度から開始された。

表４－２ 相談内容別受付件数

相談内容	件数	%	相談内容	件数	%	相談内容	件数	%
養 護	10	1.9	適性・学業	0	0.0	いたずら電話	13	2.4
保 健	3	0.6	し つ け	19	3.6	無言電話	86	16.1
心身障害	37	6.9	い じ め	5	0.9	問 合 せ	26	4.9
非 行	6	1.1	虐 待	19	3.6	そ の 他	277	52.0
性格行動	11	2.1	家庭内暴力	1	0.2	合 計	533	100.0
不 登 校	15	2.8	交友関係	5	0.9			

表４－３ 相談者

相談者	件数	%
父	22	4.1
母	336	63.0
本人	9	1.7
親 戚	22	4.1
そ の 他	22	4.1
不 明	122	23.0
合 計	533	100.0

表４－４ 相談対象者

相談対象者	件数	%
未 就 学	31	5.8
小 学 生	60	11.3
中 学 生	62	11.6
高 校 生	40	7.5
そ の 他	201	37.7
不 明	139	26.1
合 計	533	100.0

表４－５ 相談時間

相談時間	件数	%
３０分以下	430	80.6
31分～60分	90	17.0
６１分以上	13	2.4
合 計	533	100.0
相談時間帯	件数	%
９時～12時	150	28.1
12時～17時	203	38.1
17時～22時	180	33.8
合 計	533	100.0

<子ども・家庭110番設置事業>

(1) 目的

都市化や核家族化の進行，女性の社会進出や就労形態の多様化に伴う家庭，地域社会の養育機能の低下等により，子育てに関する不安及び非行，いじめ，不登校等の家庭や児童自身の悩み等に対し，電話により相談を実施し，家庭及び地域における児童養育を支援する。

(2) 実施主体

鹿児島県中央児童相談所

(3) 電話相談開設日，相談時間及び電話番号

開設日 平成8年6月1日

相談時間 平日 午前9時～午後10時（土・日・祝日・年末年始は休み）

電話番号 099（275）4152

(4) 相談担当者

教育・福祉経験者

(5) 相談内容

- しつけ等子育てに関すること
- 非行，いじめ，不登校等に関すること
- 児童自身からの相談
- その他



鹿児島県中央児童相談所
〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番

鹿兒島知的障害者更生相談所

大島知的障害者更生相談所

第1 知的障害者更生相談所の概況

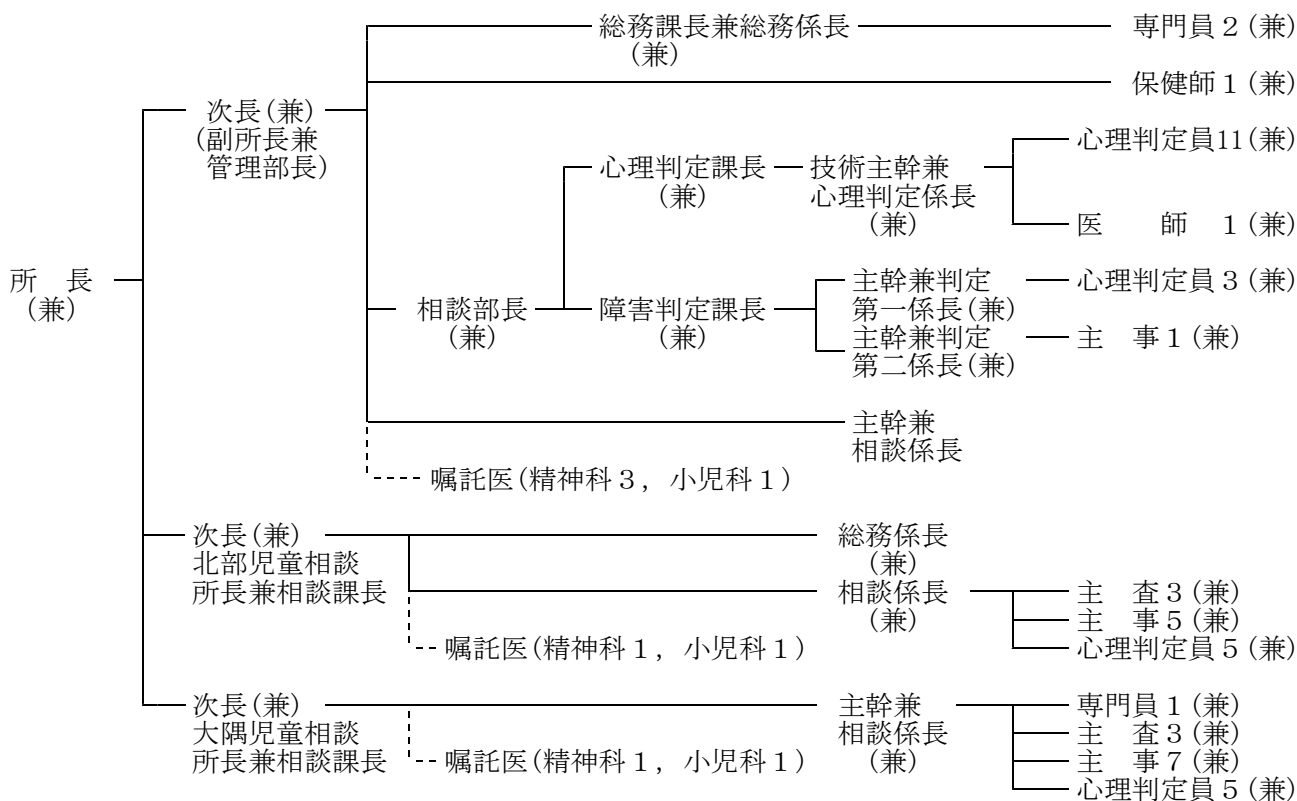
1 沿 革

昭和35年10月1日	鹿児島県精神薄弱者更生相談所を鹿児島県身体障害者指導所内に併設
昭和41年4月1日	鹿児島県中央児童相談所に移転併設
昭和52年4月1日	大島精神薄弱者更生相談所設置に伴い鹿児島精神薄弱者更生相談所と名称変更
昭和60年2月1日	鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番の新庁舎へ移転
昭和60年4月1日	児童総合相談センター設置に伴い同センター内へ移転
平成11年4月1日	知的障害者福祉法の改正に伴い、鹿児島精神薄弱者更生相談所の名称を鹿児島知的障害者更生相談所に、大島精神薄弱者更生相談所の名称を大島知的障害者更生相談所に改称

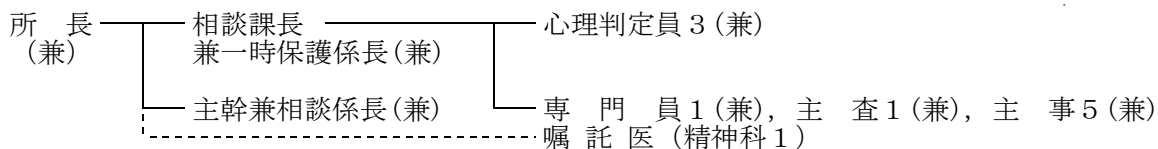
2 事務機構

(1) 鹿児島県の障害者更生相談所

令和6年4月1日現在



(2) 大島知的障害者更生相談所



3 業 務 内 容

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条の規定により設置され、18才以上の知的障害者に関する問題について、本人、家族及びその他からの相談に応じるとともに、知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判断を行い、それに基づいて適切な指導、助言を行う福祉行政機関である。

また、必要に応じ、巡回して相談に応じている。相談、手帳交付等に係る費用はすべて無料で、主な業務は次のとおりである。

- (1) 知的障害者であるかどうかの相談・判定（療育手帳判定を含む）
- (2) どんな施設に入所して指導・訓練等を受けるのがよいかの相談・判定
- (3) 職業適性及び職親委託に関する相談・指導
- (4) 医療に関する相談・判定
- (5) 療育手帳の発行
- (6) 市町村及び障害者に係る相談支援
- (7) その他生活や教育に関する相談

第2 業 務 実 績

表1 相談処理状況

区分 年度			取扱 件 数	取扱 実 人 員	相談内容								判定内容					判定書等交付件数				
					施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 判 定	職 能 判 定	そ の 他 の 判 定	計	施 設 入 所	療 育 手 帳	そ の 他	計
R 3 年度	来 所	鹿知	1,479	1,479	0	0	0	0	2	0	777	700	1,479	66	650	650	845	2,211	0	738	685	1,423
		大知	72	72	0	0	0	0	0	0	36	36	72	2	23	23	50	98	0	30	36	66
		小計	1,551	1,551	0	0	0	0	2	0	813	736	1,551	68	673	673	895	2,309	0	768	721	1,489
	巡 回	鹿知	88	88	0	0	0	0	0	0	88	0	88	4	88	88	2	182	0	78	0	78
		大知	21	21	0	0	0	0	0	0	18	3	21	3	18	18	7	46	0	14	3	17
		小計	109	109	0	0	0	0	0	0	106	3	109	7	106	106	9	228	0	92	3	95
	計		1,660	1,660	0	0	0	0	2	0	919	739	1,660	75	779	779	904	2,537	0	860	724	1,584
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	55.4%	44.5%	100.0%	3.0%	30.7%	30.7%	35.5%	100.0%	0.0%	54.3%	45.7%	100.0%
R 4 年度	来 所	鹿知	1,417	1,417	0	0	0	0	1	0	790	626	1,417	78	679	679	753	2,189	0	842	626	1,468
		大知	66	66	0	0	0	0	0	0	35	31	66	6	26	26	45	103	0	27	31	58
		小計	1,483	1,483	0	0	0	0	1	0	825	657	1,483	84	705	705	798	2,292	0	869	657	1,526
	巡 回	鹿知	101	101	0	0	0	0	0	0	101	0	101	3	101	101	1	206	0	82	0	82
		大知	24	24	0	0	0	0	0	0	22	2	24	3	22	22	4	51	0	20	2	22
		小計	125	125	0	0	0	0	0	0	123	2	125	6	123	123	5	257	0	102	2	104
	計		1,608	1,608	0	0	0	0	1	0	948	659	1,608	90	828	828	803	2,549	0	971	659	1,630
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	59.0%	41.0%	100.0%	3.5%	32.5%	32.5%	31.5%	100.0%	0.0%	59.6%	40.4%	100.0%
R 5 年度	来 所	鹿知	1,603	1,603	0	0	0	0	0	0	845	758	1,603	85	730	730	910	2,455	0	728	758	1,486
		大知	97	97	0	0	0	0	0	0	52	45	97	7	43	43	61	154	0	43	45	88
		小計	1,700	1,700	0	0	0	0	0	0	897	803	1,700	92	773	773	971	2,609	0	771	803	1,574
	巡 回	鹿知	113	113	0	0	0	0	0	0	108	5	113	9	108	108	12	237	0	98	5	103
		大知	25	25	0	0	0	0	0	0	22	3	25	1	22	22	4	49	0	21	3	24
		小計	138	138	0	0	0	0	0	0	130	8	138	10	130	130	16	286	0	119	8	127
	計		1,838	1,838	0	0	0	0	0	0	1,027	811	1,838	102	903	903	987	2,895	0	890	811	1,701
					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.9%	44.1%	100.0%	3.5%	31.2%	31.2%	34.2%	100.0%	0.0%	52.3%	47.7%	100.0%

表2 巡回相談状況

区分 年度		一般巡回相談	施設訪問	病院訪問	その他	計
R3	鹿 知	83	2	2	1	88
	大 知	18	0	0	0	18
	計	101	2	2	1	106
R4	鹿 知	99	2	0	0	101
	大 知	24	0	0	0	24
	計	123	2	0	0	125
R5	鹿 知	92	16	4	1	113
	大 知	23	2	0	0	25
	計	115	18	4	1	138

注) 「その他」欄は、家庭訪問等による相談である。

表3 相談受付状況(県全体)

事務所 年 度	鹿 児 島	北 薩	姶 良 ・ 伊 佐	大 隅	熊 毛	鹿 児 島 市	鹿 屋 市	枕 崎 市	阿 久 根 市	出 水 市	伊 佐 市	指 宿 市	西 之 表 市	垂 水 市
令和3年度	1	24	11	62	22	533	139	20	28	61	21	21	15	10
令和4年度	1	21	14	70	14	478	136	16	24	68	35	22	13	14
令和5年度	0	29	15	76	10	585	137	15	25	55	39	23	21	13

事務所 年 度	薩 摩 川 内 市	日 置 市	曾 於 市	霧 島 市	いち き 串 木 野 市	南 さ つ ま 市	志 布 志 市	南 九 州 市	姶 良 市	奄 美 市	大 島	県 外	計
令和3年度	97	75	54	134	30	24	55	44	0	109	52	18	1,660
令和4年度	98	34	40	168	39	29	45	45	68	39	50	27	1,608
令和5年度	148	40	53	182	37	28	45	41	77	53	64	27	1,838

表4 相談対象者の性別・年齢別状況(令和5年度)

所属	性別	年齢						計
		18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	
鹿 知	男	636	195	116	61	33	8	1,049
	女	426	106	67	43	24	1	667
大 知	男	37	11	14	1	3	1	67
	女	32	12	7	1	2	1	55
計	男	673	206	130	62	36	9	1,116
	女	458	118	74	44	26	2	722

表5 判定意見書等交付状況

年度	区分	判定書	判定意見書	医療費助成	その他	計
R3	鹿 知	813	431	73	191	1,508
	大 知	45	38	1	0	84
R4	鹿 知	930	396	69	169	1,564
	大 知	51	28	4	0	83
R5	鹿 知	728	594	30	134	1,486
	大 知	67	41	7	0	115

表6 療育手帳判定状況

年度	区分	判 定 依 頼 件 数			判 定 結 果					
		新規	再判定	計	A1	A2	B1	B2	非該当等	計
R3	鹿知	231	602	833	61	139	306	308	19	833
	大知	10	35	45	6	8	21	10	0	45
R4	鹿知	204	661	865	76	156	264	348	21	865
	大知	10	41	51	3	14	18	16	0	51
R5	鹿知	188	715	903	65	148	268	393	29	903
	大知	10	57	67	6	13	27	18	3	67

表7 療育手帳所持者数

年度	区分	A1		A2		A		B1	
		18歳未	18歳以上	18歳未満	18歳以	18歳未	18歳以	18歳未	18歳以
R3	鹿 知	440	3,843	539	3,318	0	138	816	5,011
	大 知	16	297	33	357	0	3	47	458
R4	鹿 知	448	3,916	540	3,347	0	128	819	5,136
	大 知	15	296	34	359	0	3	46	463
R5	鹿 知	432	3,977	556	3,394	0	126	870	5,198
	大 知	13	301	34	362	0	3	50	464

年度	区分	B2		B		計
		18歳未	18歳以上	18歳未満	18歳以	
R3	鹿 知	2,094	3,845	0	163	20,207
	大 知	123	328	0	4	1,666
R4	鹿 知	2,198	4,111	0	154	20,797
	大 知	118	338	0	4	1,676
R5	鹿 知	2,394	4,356	0	151	21,454
	大 知	18	348	0	4	1,597

統計資料

1 相談種別受付状況

年 度 相談種別		R3					R4					R5					
		中央	大隅	大島	計	(%)	中央	大隅	大島	計	(%)	中央	北部	大隅	大島	計	(%)
養 護 相 談		2,534	997	726	4,257	52.9	3,037	1,087	583	4,707	57.2	2,417	583	733	488	4,221	52.3
保 健 相 談		1	1	0	2	0.1	2	1	0	3	0.1	0	0	0	0	0	0.0
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	2	0	1	3	0.1	0	1	1	2	0.1	0	0	1	0	1	0.1
	視 聴 覚 障 害 相 談	1	0	0	1	0.1	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
	言語発達障害等相談	1	0	0	1	0.1	0	0	0	0	0.0	0	0	0	1	1	0.1
	重症心身障害相談	14	0	0	14	0.2	2	1	0	3	0.1	1	0	0	0	1	0.1
	知的障害相談	2,165	688	233	3,086	38.3	2,167	673	208	3,048	36.9	1,929	696	622	98	3,345	41.2
	発達障害相談	4	3	2	9	0.1	2	12	4	18	0.2	0	0	1	45	46	0.5
	小 計	2,187	691	236	3,114	38.9	2,171	687	213	3,071	37.3	1,930	696	624	144	3,394	42.0
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	67	19	8	94	1.2	22	16	6	44	0.5	21	5	10	4	40	0.5
	触 法 行 為 等 相 談	47	5	5	57	0.7	12	1	1	14	0.2	17	5	2	10	34	0.4
	小 計	114	24	13	151	1.9	34	17	7	58	0.7	38	10	12	14	74	0.9
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	154	28	16	198	2.5	118	19	20	157	1.9	78	25	21	14	138	1.7
	不 登 校 相 談	55	15	6	76	0.9	42	22	4	68	0.8	21	13	6	17	57	0.7
	適 性 相 談	1	1	1	3	0.1	0	0	0	0	0.0	1	2	0	0	3	0.1
	育 児 ・ し つ け 相 談	21	9	2	32	0.4	9	8	4	21	0.3	7	4	5	11	27	0.3
	小 計	231	53	25	309	3.9	169	49	28	246	3.0	107	44	32	42	225	2.8
そ の 他 の 相 談		104	66	15	185	2.3	71	22	56	149	1.8	44	43	24	47	158	2.0
合 計	男	3,004	1,052	551	4,607	57.5	3,203	1,038	534	4,775	58.0	2,628	789	791	416	4,624	57.3
	女	2,167	780	464	3,411	42.5	2,281	825	353	3,459	42.0	1,908	587	634	319	3,448	42.7
	計	5,171	1,832	1,015	8,018	100.0	5,484	1,863	887	8,234	100.0	4,536	1,376	1,425	735	8,072	100.0

2 経路別相談受付状況

経路 年度		都 道 府 県			市 町 村				児童福祉施設・指定 発達支援医療機関			児童 家庭 支援 センター	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学 校 等			里 親	介 入 児 童 を 委 員 含 （ 通 告 の 一 部	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計	
		児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 療 達 支 援 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会								
R3	中央	0	2	0	200	0	2	49	0	794	4	5	1,250	1	6	28	2	172	7	3	3	2,378	131	18	116	5,171	
	大隅	36	15	8	157	0	1	27	6	201	2	15	521	0	1	18	0	61	6	43	6	644	30	7	27	1,832	
	大島	19	5	5	32	0	4	60	5	182	0	0	315	4	46	8	0	24	0	20	0	240	38	6	2	1,015	
	計	55	22	13	389	0	7	136	11	1,177	6	20	2,086	5	53	54	2	257	13	66	9	3,262	199	31	145	8,018	
		90			532			1,188			6	20	2,086	5	107			2	257	13	66	9	3,262	199	31	145	8,018
		1.1%			6.6%			14.8%			0.1%	0.2%	26.0%	0.1%	1.3%			0.1%	3.2%	0.2%	0.8%	0.1%	40.7%	2.5%	0.4%	1.8%	100.0%
経路 年度	都 道 府 県			市 町 村				児童福祉施設・指定 発達支援医療機関			児童 家庭 支援 センター	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学 校 等			里 親	介 入 児 童 を 委 員 含 （ 通 告 の 一 部	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計		
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 療 達 支 援 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会									
R4	中央	0	0	0	132	0	4	45	0	736	0	4	1,578	0	0	53	0	223	3	2	3	2,348	199	36	118	5,484	
	大隅	23	12	3	114	0	10	40	7	144	1	2	665	0	0	7	0	72	6	41	3	651	34	8	20	1,863	
	大島	12	20	0	30	0	4	80	3	147	0	0	209	1	45	16	8	17	4	16	0	190	77	4	4	887	
	計	35	32	3	276	0	18	165	10	1,027	1	6	2,452	1	45	76	8	312	13	59	6	3,189	310	48	142	8,234	
		70			459			1,037			1	6	2,452	1	121			8	312	13	59	6	3,189	310	48	142	8,234
		0.9%			5.5%			12.5%			0.1%	0.1%	29.7%	0.1%	1.5%			0.1%	3.8%	0.2%	0.7%	0.1%	38.6%	3.8%	0.6%	1.7%	100.0%
経路 年度	都 道 府 県			市 町 村				児童福祉施設・指定 発達支援医療機関			児童 家庭 支援 センター	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学 校 等			里 親	介 入 児 童 を 委 員 含 （ 通 告 の 一 部	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計		
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 指 定 療 達 支 援 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会									
R5	中央	0	0	0	107	0	3	27	0	554	0	2	1,247	0	3	40	1	169	0	2	8	2,041	176	47	109	4,536	
	北部	5	0	100	47	1	4	111	10	102	1	9	244	0	1	11	0	67	11	21	0	460	63	18	90	1,376	
	大隅	0	0	0	29	0	1	0	27	97	0	5	303	0	2	6	0	79	1	39	0	690	54	10	82	1,425	
	大島	0	0	0	0	0	15	94	1	118	0	5	164	0	44	13	2	52	1	13	0	155	12	8	38	735	
	計	5	0	100	183	1	23	232	38	871	1	21	1,958	0	50	70	3	367	13	75	8	3,346	305	83	319	8,072	
		105			439			909			1	21	1,958	0	120			3	367	13	75	8	3,346	305	83	319	8,072
1.3%			5.4%			11.2%			0.1%	0.3%	24.2%	0.0%	1.5%			0.1%	4.5%	0.2%	0.9%	0.1%	41.4%	3.8%	1.0%	4.0%	100.0%		

3 相談方法等区分別受付状況

区 分		通 告	窓 口	巡 回	そ の 他	電 話	計
鹿 児 島 市	鹿 児 島 市	1,153	1,094	331	94	147	2,819
	鹿 児 島 郡	1	2	1	1	0	5
	計	1,154	1,096	332	95	147	2,824
日 置 市	日 置 市	48	72	17	1	5	143
	いちき串木野市	76	41	13	0	0	130
	計	124	113	30	1	5	273
揖 宿 市	揖 宿 市	71	47	25	0	1	144
	計	71	47	25	0	1	144
川 辺 市	枕 崎 市	9	19	8	0	5	41
	南 さ つ ま 市	19	48	17	2	7	93
	南 九 州 市	41	31	13	2	5	92
	計	69	98	38	4	17	226
薩 摩 市	薩 摩 川 内 市	0	6	3	0	1	10
	薩 摩 郡	0	0	0	1	0	1
	計	0	6	3	1	1	11
出 水 市	阿 久 根 市	0	0	0	0	0	0
	出 水 市	0	1	0	0	0	1
	出 水 郡	0	3	2	0	0	5
	計	0	4	2	0	0	6
伊佐・始良	霧 島 市	190	202	86	18	17	513
	伊 佐 市	0	3	3	0	2	8
	始 良 市	118	124	37	16	8	303
	始 良 郡	0	0	0	0	0	0
	計	308	329	126	34	27	824
曾 於 市	曾 於 市	0	5	3	0	0	8
	志 布 志 市	0	3	2	0	0	5
	曾 於 郡	0	0	0	0	0	0
	計	0	7	6	0	0	13
肝 属 市	鹿 屋 市	0	12	9	0	0	21
	垂 水 市	0	2	1	0	0	3
	肝 属 郡	0	1	0	0	0	1
	計	0	14	11	0	0	25
熊 毛 市	西 之 表 市	18	15	9	0	2	44
	熊 毛 郡	26	25	16	2	5	74
	計	44	41	24	2	7	118
大 島 市	奄 美 市	0	3	2	0	0	5
	大 島 郡	0	5	4	0	0	9
	計	0	8	6	0	0	14
管 外 県	外 県	24	10	6	1	17	58
中 央 児 相 計		1,794	1,773	609	138	222	4,536
薩 摩 市	薩 摩 川 内 市	101	290	23	17	97	528
	薩 摩 郡	24	47	0	18	12	101
	計	125	337	23	35	109	629
出 水 市	阿 久 根 市	17	53	14	7	6	97
	出 水 市	97	166	18	40	44	365
	出 水 郡	2	29	13	5	2	51
	計	116	248	45	52	52	513
伊佐・始良	伊 佐 市	29	58	7	16	19	129
	始 良 郡	19	32	1	11	14	77
	計	48	90	8	27	33	206
管 外 県	県 内	0	0	0	0	8	8
	県 外	6	0	0	8	6	20
	計	6	0	0	8	14	28
北 部 児 相 計		295	675	76	122	208	1,376
曾 於 市	曾 於 市	54	56	41	1	10	162
	志 布 志 市	61	105	4	0	19	189
	曾 於 郡	12	30	0	2	3	47
	計	127	191	45	3	32	398
肝 属 市	鹿 屋 市	311	362	68	0	62	803
	垂 水 市	19	17	0	0	4	40
	肝 属 郡	84	63	0	1	16	164
	計	414	442	68	1	82	1,007
管 外 県	県 内	0	5	7	0	1	13
	県 外	3	1	0	0	3	7
	計	3	6	7	0	4	20
大 隅 児 相 計		544	639	120	4	118	1,425
大 島 市	奄 美 市	112	67	11	83	113	386
	大 島 郡	82	15	82	126	32	337
	計	194	82	93	209	145	723
管 外 県	県 内	0	1	0	4	0	5
	県 外	5	0	0	0	2	7
	計	5	1	0	4	2	12
大 島 児 相 計		199	83	93	213	147	735
合 計		2,832	3,170	898	477	695	8,072

(※ 管外には、居所不明を含む。)

4 市郡・相談種別受付状況

相談種別 市 郡		養 護	保 健	肢 体	視 聴 覚	言 語	重 症	知 的	発 達	ぐ 犯	触 法	行性 動格	不 登 校	適 性	し育 つ児 け・	そ の 他	計
鹿児島	鹿児島市	1,528	0	0	0	0	0	1,169	0	10	10	59	13	1	5	24	2,819
	鹿児島郡	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	計	1,529	0	0	0	0	0	1,173	0	10	10	59	13	1	5	24	2,824
日 置	日 置 市	59	0	0	0	0	0	81	0	1	0	0	0	0	1	1	143
	いちき串木野市	80	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130
	計	139	0	0	0	0	0	131	0	1	0	0	0	0	1	1	273
揖 宿	揖 宿 市	86	0	0	0	0	0	56	0	0	0	1	1	0	0	0	144
	計	86	0	0	0	0	0	56	0	0	0	1	1	0	0	0	144
川 辺	枕 崎 市	17	0	0	0	0	0	20	0	0	0	2	1	0	0	1	41
	南さつま市	41	0	0	0	0	0	43	0	1	2	2	1	0	0	3	93
	南九州市	53	0	0	0	0	0	36	0	1	0	1	1	0	0	0	92
	計	111	0	0	0	0	0	99	0	2	2	5	3	0	0	4	226
薩 摩	薩摩川内市	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	10
	薩 摩 郡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	7	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	11
出 水	阿久根市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出 水 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	出 水 郡	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	計	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6
伊佐始良	霧 島 市	253	0	0	0	0	1	249	0	4	0	5	0	0	0	1	513
	伊 佐 市	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	8
	始 良 市	154	0	0	0	0	0	136	0	2	3	3	2	0	0	3	303
	始 良 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	412	0	0	0	0	1	387	0	6	3	9	2	0	0	4	824
曾 於	曾 於 市	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	8
	志布志市	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	曾 於 郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	13
肝 属	鹿 屋 市	3	0	0	0	0	0	16	0	0	1	0	1	0	0	0	21
	垂 水 市	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	肝 属 郡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	6	0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	1	0	0	0	25
熊 毛	西之表市	23	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	2	44
	熊 毛 郡	39	0	0	0	0	0	32	0	0	0	1	0	0	0	2	74
	計	62	0	0	0	0	0	51	0	0	0	1	0	0	0	4	118
大 島	奄 美 市	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	大 島 郡	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	計	6	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	14
管 外 県 外	計	47	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	1	6	58
中 央 児 相 計		2,417	0	0	0	0	1	1,929	0	21	17	78	21	1	7	44	4,536
薩 摩	薩摩川内市	196	0	0	0	0	0	290	0	2	2	13	6	2	3	14	528
	薩 摩 郡	46	0	0	0	0	0	47	0	0	0	2	2	0	1	3	101
	計	242	0	0	0	0	0	337	0	2	2	15	8	2	4	17	629
出 水	阿久根市	39	0	0	0	0	0	53	0	0	1	1	0	0		3	97
	出 水 市	189	0	0	0	0	0	166	0	1	0	2	2	0		5	365
	出 水 郡	4	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0		0	51
	計	232	0	0	0	0	0	266	0	1	1	3	2	0	0	8	513
伊佐始良	伊 佐 市	60	0	0	0	0	0	58	0	2	2	3	3	0		1	129
	始 良 郡	38	0	0	0	0	0	32	0	0	0	4	0	0		3	77
	計	98	0	0	0	0	0	90	0	2	2	7	3	0	0	4	206
管 外	県 内	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0		5	8
	県 外	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		9	20
	計	11	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	14	28
北 部 児 相 計		583	0	0	0	0	0	696	0	5	5	25	13	2	4	43	1,376
曾 於	曾 於 市	99						54		4		4	1				162
	志布志市	80		1				101			1	3				3	189
	曾 於 郡	15						30			1	1					47
	計	194	0	1	0	0	0	185	0	4	2	8	1	0	0	3	398
肝 属	鹿 屋 市	411						353	1	5		13	4		3	13	803
	垂 水 市	22						17								1	40
	肝 属 郡	94						62		1			1		2	4	164
	計	527	0	0	0	0	0	432	1	6	0	13	5	0	5	18	1,007
管 外	県 内	8						5									13
	県 外	4														3	7
	計	12	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	20
大 隅 児 相 計		733	0	1	0	0	0	622	1	10	2	21	6	0	5	24	1,425
大 島	奄 美 市	268	0	0	0	1	0	33	12	2	10	12	11	0	8	29	386
	大 島 郡	214	0	0	0	0	0	60	33	1	0	2	6	0	3	18	337
	計	482	0	0	0	1	0	93	45	3	10	14	17	0	11	47	723
管 外	県 内	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	県 外	4	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	7
	計	6	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	12
大 島 児 相 計		488	0	0	0	1	0	98	45	4	10	14	17	0	11	47	735
合 計		4,221	0	1	0	1	1	3,345	46	40	34	138	57	3	27	158	8,072

(※ 管外には、居所不明を含む。)

5 年齢・相談種別受付状況

(中央児童相談所)

年齢	相談種別	養護相談	保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計	
				肢体不自由相談	視聴覚相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		件数	%
0 歳 ～ 5 歳	0	142	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	151	28.2
	1	110	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	148	
	2	146	0	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	1	191	
	3	141	0	0	0	0	0	91	0	0	0	0	0	0	0	2	234	
	4	123	0	0	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	266	
	5	121	0	0	0	0	0	166	0	0	0	0	0	0	1	3	291	
	計	783	0	0	0	0	0	489	0	0	0	0	0	0	1	8	1,281	
6 歳 ～ 11 歳	6	129	0	0	0	0	0	117	0	0	0	3	0	0	0	1	250	34.8
	7	148	0	0	0	0	0	88	0	1	1	1	0	0	0	3	242	
	8	152	0	0	0	0	0	118	0	0	3	6	0	0	0	2	281	
	9	130	0	0	0	0	1	121	0	0	0	6	0	0	2	3	263	
	10	165	0	0	0	0	0	110	0	3	2	2	1	0	0	4	287	
	11	125	0	0	0	0	0	119	0	0	0	6	2	0	0	3	255	
	計	849	0	0	0	0	1	673	0	4	6	24	3	0	2	16	1,578	
12 歳 ～ 14 歳	12	176	0	0	0	0	0	136	0	1	3	6	3	0	2	4	331	22.2
	13	146	0	0	0	0	0	144	0	1	2	11	6	0	1	1	312	
	14	127	0	0	0	0	0	206	0	5	2	21	1	0	0	3	365	
	計	449	0	0	0	0	0	486	0	7	7	38	10	0	3	8	1,008	
15 歳 ～ 17 歳	15	118	0	0	0	0	0	134	0	3	3	4	3	0	0	2	267	13.3
	16	109	0	0	0	0	0	53	0	3	1	4	1	0	1	6	178	
	17	79	0	0	0	0	0	63	0	4	0	5	2	1	0	3	157	
	計	306	0	0	0	0	0	250	0	10	4	13	6	1	1	11	602	
18 歳以上		30	0	0	0	0	0	31	0	0	0	3	2	0	0	1	67	1.5
合計		2,417	0	0	0	0	1	1,929	0	21	17	78	21	1	7	44	4,536	100.0

年 齢		相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計		
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		育 児 ・ し っ け 相 談	件数	%
0 歳 ～ 5 歳	0	30	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	2	0	3	40	26.1	
	1	23	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	2	40		
	2	20	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	3	41		
	3	30	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	2	72		
	4	36	0	0	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	2	80		
	5	35	0	0	0	0	0	48	0	0	0	2	0	0	0	1	86		
	計	174	0	0	0	0	0	168	0	0	0	2	0	2	0	13	359		
6 歳 ～ 11 歳	6	30	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	2	69	35.8	
	7	48	0	0	0	0	0	49	0	0	0	3	0	0	1	5	106		
	8	35	0	0	0	0	0	44	0	0	0	1	1	0	0	1	82		
	9	31	0	0	0	0	0	25	0	0	1	3	0	0	0	3	63		
	10	32	0	0	0	0	0	34	0	0	0	2	2	0	1	1	72		
	11	36	0	0	0	0	0	55	0	0	0	2	2	0	2	3	100		
	計	212	0	0	0	0	0	244	0	0	1	11	5	0	4	15	492		
12 歳 ～ 14 歳	12	37	0	0	0	0	0	41	0	1	2	4	6	0	0	2	93	22.1	
	13	33	0	0	0	0	0	45	0	1	2	2	0	0	0	1	84		
	14	34	0	0	0	0	0	82	0	2	0	3	1	0	0	5	127		
	計	104	0	0	0	0	0	168	0	4	4	9	7	0	0	8	304		
15 歳 ～ 17 歳	15	31	0	0	0	0	0	66	0	0	0	2	0	0	0	2	101	15.3	
	16	20	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	1	0	0	2	46		
	17	36	0	0	0	0	0	24	0	1	0	1	0	0	0	2	64		
	計	87	0	0	0	0	0	113	0	1	0	3	1	0	0	6	211		
18 歳 以上		6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0.7	
合 計		583	0	0	0	0	0	696	0	5	5	25	13	2	4	43	1,376	100.0	

(大隅児童相談所)

年 齢		相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計	
					肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談		育 児 ・ し つ け 相 談	
																		件数
0 歳 ～ 5 歳	0	46	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	51	32.6
	1	46	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	2	54	
	2	51	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	1	1	61	
	3	26	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	2	57	
	4	47	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	113	
	5	50	0	0	0	0	0	75	0	0	1	0	0	0	1	2	129	
	計	266	0	0	0	0	0	187	0	0	1	1	1	0	2	7	465	
6 歳 ～ 11 歳	6	38	0	0	0	0	0	22	0	0	0	1	0	0	1	2	64	32.4
	7	34	0	0	0	0	0	34	0	1	0	1	0	0	0	2	72	
	8	36	0	0	0	0	0	52	0	0	0	2	0	0	0	1	91	
	9	38	0	0	0	0	0	27	0	0	0	1	1	0	1	0	68	
	10	41	0	0	0	0	0	36	0	0	0	3	0	0	0	3	83	
	11	38	0	1	0	0	0	40	0	0	0	1	0	0	0	3	83	
	計	225	0	1	0	0	0	211	0	1	0	9	1	0	2	11	461	
12 歳 ～ 14 歳	12	38	0	0	0	0	0	32	0	1	1	0	1	0	0	4	77	19.2
	13	35	0	0	0	0	0	45	0	1	0	3	0	0	0	0	84	
	14	49	0	0	0	0	0	53	1	4	0	4	1	0	0	1	113	
	計	122	0	0	0	0	0	130	1	6	1	7	2	0	0	5	274	
15 歳 ～ 17 歳	15	40	0	0	0	0	0	50	0	0	0	1	1	0	1	0	93	14.8
	16	35	0	0	0	0	0	11	0	0	0	2	1	0	0	0	49	
	17	39	0	0	0	0	0	25	0	3	0	1	0	0	0	1	69	
	計	114	0	0	0	0	0	86	0	3	0	4	2	0	1	1	211	
18 歳 以上		6	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1.0
合 計		733	0	1	0	0	0	622	1	10	2	21	6	0	5	24	1,425	100.0

(大島児童相談所)

年 齢	相 談 種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計	
				肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		件数	%
0 歳 ～ 5 歳	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	26	32.1
	1	26	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	32	
	2	24	0	0	0	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	2	36	
	3	26	0	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	2	2	45	
	4	25	0	0	0	0	0	7	13	0	0	0	0	0	2	1	48	
	5	25	0	0	0	0	0	9	11	0	0	0	0	0	2	2	49	
	計	150	0	0	0	0	0	23	43	0	0	0	0	0	6	14	236	
6 歳 ～ 11 歳	6	16	0	0	0	1	0	6	0	0	0	1	0	0	2	2	28	27.5
	7	22	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	30	
	8	33	0	0	0	0	0	6	0	0	2	1	0	0	0	0	42	
	9	23	0	0	0	0	0	2	0	0	6	1	0	0	0	1	33	
	10	14	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	1	20	
	11	37	0	0	0	0	0	5	1	0	0	2	3	0	0	1	49	
	計	145	0	0	0	1	0	28	1	0	9	6	3	0	4	5	202	
12 歳 ～ 14 歳	12	24	0	0	0	0	0	11	0	0	1	1	2	0	1	1	41	17.4
	13	16	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	4	0	0	0	26	
	14	43	0	0	0	0	0	12	0	1	0	1	4	0	0	0	61	
	計	83	0	0	0	0	0	28	0	1	1	3	10	0	1	1	128	
15 歳 ～ 17 歳	15	39	0	0	0	0	0	11	0	1	0	3	2	0	0	1	57	18.7
	16	27	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	7	39	
	17	28	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	7	41	
	計	94	0	0	0	0	0	17	0	3	0	4	4	0	0	15	137	
18 歳以上		16	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	12	32	4.4
合 計		488	0	0	0	1	0	98	45	4	10	14	17	0	11	47	735	100.0

6 相談の処理状況

年度		処理別	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 へ 送 致 ま た は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	家 庭 裁 判 所 送 致	児 童 福 祉 施 設 通 所	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 ・ フ ア ミ リ ー ホ ー ム 委 託	そ の 他	合 計
			面 助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋												
R3	中 央		3,204	875	25	23	0	2	0	3	94	0	0	0	25	920	5,171
	大 隅		967	305	4	8	0	8	0	0	10	0	1	0	2	527	1,832
	大 島		530	293	33	4	0	0	0	0	14	0	0	0	1	140	1,015
	計		4,701	1,473	62	35	0	10	0	3	118	0	1	0	28	1,587	8,018
			% 58.5	% 18.4	% 0.8	% 0.4	% 0.0	% 0.2	% 0.0	% 0.1	% 1.5	% 0.0	% 0.1	% 0.0	% 0.3	% 19.7	% 100.0
R4	中 央		3,758	805	18	20	0	1	0	2	67	1	0	0	10	802	5,484
	大 隅		1,047	265	10	5	0	0	0	0	16	0	0	0	1	519	1,863
	大 島		506	223	4	3	0	0	0	3	4	0	0	0	13	131	887
	計		5,311	1,293	32	28	0	1	0	5	87	1	0	0	24	1,452	8,234
			% 64.4	% 15.7	% 0.4	% 0.3	% 0.0	% 0.1	% 0.0	% 0.1	% 1.1	% 0.1	% 0.0	% 0.0	% 0.3	% 17.5	% 100.0
R5	中 央		3,225	664	31	10	0	1	0	0	74	0	0	0	14	838	4,857
	北 部		631	193	0	10	0	1	0	0	18	0	1	0	1	543	1,398
	大 隅		636	258	0	1	0	0	0	0	19	0	0	0	9	514	1,437
	大 島		482	215	3	4	0	0	0	0	13	0	0	0	15	3	735
	計		4,974	1,330	34	25	0	2	0	0	124	0	1	0	39	1,898	8,427
			% 59.0	% 15.8	% 0.4	% 0.3	% 0.0	% 0.1	% 0.1	% 0.0	% 1.4	% 0.0	% 0.1	% 0.0	% 0.4	% 22.5	% 100.0

7 児童福祉施設・独立行政法人国立病院機構の入退所状況（措置）

（県全体）

区分 施設種別	施設 数	定員 (暫定)	R5.3.31 現在 充足率 (%)	令和5年度中の入・退所														R6.3.31 現在 充足率 (%)
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
乳 児 院	3	60 (53)	39 65.0 (72.2)	入	4	0	3	2	2	1	2	0	1	1	2	1	33	
				退	2	1	1	1	5	3	1	1	5	1	1	3	25	55.0 (62.3)
児童養護施設	14	681 (669)	[2] 532 71.2 (78.0)	入	15	6	9	4	7	12	7	4	11	2	6	[2] 15	[2] 98	[3] 523
				退	2	6	4	4	5	4	7	1	10	6	6	[1] 52	[1] 107	76.8 (78.2)
児童心理治療 施設	1	50 (48)	[5] 39 78.0 (81.3)	入	1	2	1	0	2	1	0	0	1	1	0	1	10	[2] 35
				退	[2] 3		[1] 1										[3] 14	70.0 (72.9)
知的障害児 施設	8	128	52	入	4	0	2	1	3	2	3	0	1	0	0	0	16	58
				退	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	5	10	
児童自立 支援施設	1	40 (11)	2 5.0 (16.7)	入	0	1	0	2	2	1	1	1	0	0	2	0	10	7 17.5 (63.6)
				退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	
重症心身 障害児施設	2	386	13	入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	14
				退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国立病院機構	1	32	0	入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	30	1,377	[7] 677	入	24	9	15	9	16	17	13	5	14	4	10	[2] 18	[2] 154	[5] 670
				退	[2] 8		[1] 6									[1] 66	[4] 161	

注1）施設数，定員欄については，県内の施設数，定員および暫定定員。

注2）年度中入・退所欄の〔 〕書きは県外措置分の入所児童数で内書き。

注3）充足率の欄

一段目：〔 〕書きは県外措置分の入所児童数で内書き。

二段目：児童数は措置入所児童数。

三段目：定員充足率

四段目：暫定定員充足率

注4）児童心理治療施設（鹿児島自然学園）は，入所・通所を合計した人数を計上。

注5）障害児施設（知的障害児施設，重症心身障害児施設）は平成17年の児童福祉法の改正により契約制度が導入されたため，充足率の算定はしない。

注6）国立病院機構（南九州病院）の定員は，肢体不自由児病棟と重症心身障害児病棟の合計の人数のため，充足率の算定はしない。

8 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

年度	区分	調査・社会診断指導	医学診断指導	医学的検査	その他	心理診断検査					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
						知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
R3	中央	41,671	2,334	3	584	2,926	587	648	7,540	8,931	73	523	7,239	0	0
	大隅	8,349	11	9	127	257	36	19	353	1,163	0	0	1,162	0	0
	大島	2,225	3	0	0	127	17	30	197	658	0	0	0	0	0
	計	52,245	2,348	12	711	3,310	640	697	8,090	10,752	73	523	8,401	0	0
R4	中央	44,157	2,626	2	637	3,216	652	719	8,287	9,524	95	574	7,852	0	0
	大隅	11,277	25	2	99	262	40	27	359	1,293	0	0	1,293	0	0
	大島	2,562	8	1	0	113	6	13	170	477	0	0	0	0	0
	計	57,996	2,659	5	736	3,591	698	759	8,816	11,294	95	574	9,145	0	0
R5	中央	28,666	2,230	0	510	2,736	554	562	7,061	7,294	212	560	6,592	0	0
	北部	10,158	0	0	94	255	45	51	289	1,372	0	0	1	0	0
	大隅	8,911	13	11	98	269	26	22	367	1,970	0	0	1,970	0	0
	大島	13,244	0	0	11	119	24	21	100	1,056	0	0	120	0	5
	計	60,979	2,243	11	713	3,379	649	656	7,817	11,692	212	560	8,683	0	5